

令和3年（2021年）2月25日（木曜日）

第 1 号

令和3年第1回北海道議会定例会会議録

第1号

令和3年（2021年）2月25日（木曜日）

議事日程 第1号

2月25日午前10時開議

日程第1、会議録署名議員の指定

日程第2、会期決定の件

日程第3、議案第1号ないし第46号

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1から日程第3

1. 休会の決定

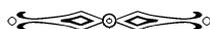
出席議員（98人）

|     |      |        |
|-----|------|--------|
| 議長  | 100番 | 村田憲俊君  |
| 副議長 | 77番  | 高橋亨君   |
|     | 1番   | 寺島信寿君  |
|     | 2番   | 笠木薫君   |
|     | 3番   | 木葉淳君   |
|     | 4番   | 小泉真志君  |
|     | 5番   | 鈴木一磨君  |
|     | 6番   | 武田浩光君  |
|     | 7番   | 植村真美君  |
|     | 8番   | 佐々木大介君 |
|     | 9番   | 滝口直人君  |
|     | 10番  | 檜垣尚子君  |
|     | 11番  | 星克明君   |
|     | 12番  | 宮下准一君  |
|     | 13番  | 村田光成君  |
|     | 14番  | 渡邊靖司君  |
|     | 15番  | 浅野貴博君  |
|     | 16番  | 安住太伸君  |

|     |        |
|-----|--------|
| 17番 | 内田尊之君  |
| 18番 | 大越農子君  |
| 19番 | 淵上綾子君  |
| 20番 | 松本将門君  |
| 21番 | 壬生勝則君  |
| 22番 | 山根理広君  |
| 23番 | 阿知良寛美君 |
| 24番 | 田中英樹君  |
| 25番 | 菊地葉子君  |
| 26番 | 宮川潤君   |
| 27番 | 中野渡志穂君 |
| 28番 | 荒当聖吾君  |
| 29番 | 白川祥二君  |
| 30番 | 新沼透君   |
| 32番 | 小岩均君   |
| 33番 | 菅原和忠君  |
| 34番 | 中川浩利君  |
| 35番 | 畠山みのり君 |
| 36番 | 藤川雅司君  |
| 37番 | 太田憲之君  |
| 38番 | 加藤貴弘君  |
| 39番 | 桐木茂雄君  |
| 40番 | 久保秋雄太君 |
| 41番 | 佐藤禎洋君  |
| 42番 | 清水拓也君  |
| 43番 | 千葉英也君  |
| 44番 | 道見泰憲君  |
| 45番 | 船橋賢二君  |
| 46番 | 丸岩浩二君  |
| 47番 | 梅尾要一君  |
| 48番 | 笠井龍司君  |

|     |        |                        |        |
|-----|--------|------------------------|--------|
| 49番 | 中野秀敏君  | 84番                    | 小畑保則君  |
| 50番 | 花崎勝君   | 85番                    | 角谷隆司君  |
| 51番 | 三好雅君   | 86番                    | 千葉英守君  |
| 52番 | 村木中君   | 87番                    | 中司哲雄君  |
| 53番 | 吉川隆雅君  | 88番                    | 藤沢澄雄君  |
| 54番 | 吉田祐樹君  | 89番                    | 吉田正人君  |
| 55番 | 佐々木俊雄君 | 90番                    | 遠藤連君   |
| 56番 | 田中芳憲君  | 91番                    | 大谷亨君   |
| 57番 | 沖田清志君  | 92番                    | 喜多龍一君  |
| 58番 | 笹田浩君   | 93番                    | 竹内英順君  |
| 59番 | 松山丈史君  | 95番                    | 伊藤条一君  |
| 60番 | 市橋修治君  | 96番                    | 川尻秀之君  |
| 61番 | 稲村久男君  | 97番                    | 神戸典臣君  |
| 62番 | 梶谷大志君  | 98番                    | 高橋文明君  |
| 63番 | 北口雄幸君  | 99番                    | 和田敬友君  |
| 64番 | 広田まゆみ君 | 欠席議員（2人）               |        |
| 65番 | 赤根広介君  | 31番                    | 池端英昭君  |
| 66番 | 佐藤伸弥君  | 94番                    | 本間勲君   |
| 67番 | 中山智康君  | <hr/>                  |        |
| 68番 | 安藤邦夫君  | 出席説明員                  |        |
| 69番 | 志賀谷隆君  | 知事                     | 鈴木直道君  |
| 70番 | 真下紀子君  | 副知事                    | 浦本元人君  |
| 71番 | 森成之君   | 同                      | 土屋俊亮君  |
| 72番 | 大河昭彦君  | 同                      | 中野祐介君  |
| 73番 | 金岩武吉君  | 公営企業管理者                | 佐々木誠也君 |
| 74番 | 池本柳次君  | 病院事業管理者                | 鈴木信寛君  |
| 75番 | 滝口信喜君  | 総務部長<br>兼北方領土対策<br>本部長 | 平野正明君  |
| 76番 | 須田靖子君  | 総務部危機管理監               | 野村聡君   |
| 78番 | 三津丈夫君  | 総合政策部長                 | 倉本博史君  |
| 79番 | 平出陽子君  | 総合政策部監                 | 佐々木徹君  |
| 80番 | 富原亮君   | 総合政策部監                 | 柏木文彦君  |
| 81番 | 八田盛茂君  | 総合政策部監                 |        |
| 82番 | 松浦宗信君  | 総合政策部監                 |        |
| 83番 | 東国幹君   | 総合政策部監                 |        |

|                            |         |                 |        |
|----------------------------|---------|-----------------|--------|
| 環境生活部長                     | 築地原 康志君 | 総務課長            | 阿部正幸君  |
| 環境生活部<br>アイヌ政策監            | 長橋 聡君   | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 叶野公司君  |
| 環境生活部<br>東京オリンピック<br>連携推進監 | 阪 正寛君   | 人事委員会<br>人事務局長  | 青木誠雄君  |
| 保健福祉部長                     | 三瓶 徹君   | 警察本部長           | 小島裕史君  |
| 保健福祉部<br>少子高齢化対策監          | 京谷 栄一君  | 総務部長            | 原口 淳君  |
| 経済部長                       | 山岡 庸邦君  | 総務部参事官<br>兼総務課長 | 野手敏光君  |
| 経済部観光振興監                   | 大内 隆寛君  | 労働委員会<br>事務局長   | 森 弘樹君  |
| 経済部食産業振興監                  | 谷岡 俊則君  | 代表監査委員          | 深瀬 聡君  |
| 農政部長                       | 小田原 輝和君 | 監査委員事務局長        | 加藤 浩君  |
| 農政部<br>食の安全推進監             | 宮田 大君   | 収用委員会<br>事務局長   | 工藤一浩君  |
| 水産林務部長                     | 佐藤 卓也君  | 議会議務局職員出席者      |        |
| 建設部長                       | 小林 敏克君  | 事務局長            | 近藤 晃司君 |
| 建設部建築企画監                   | 長浜 光弘君  | 議事課長            | 檜山博哉君  |
| 会計管理者<br>兼出納局長             | 三井 真君   | 議事課長補佐          | 本間 治君  |
| 企業局長                       | 本間 俊明君  | 議事係長            | 小倉 拓也君 |
| 道立病院部長                     | 栗井 是臣君  | 議事課主任           | 古賀 勝明君 |
| 財政局長                       | 古岡 昇君   | 議事課主事           | 中江 良太君 |
| 財政課長                       | 羽田 翔君   |                 |        |
| 教育委員会教育長                   | 小玉 俊宏君  |                 |        |
| 教育部長<br>兼教育職員監             | 志田 篤俊君  |                 |        |
| 学校教育監                      | 赤間 幸人君  |                 |        |



午前10時13分開会

## 1. 開 会

○議長村田憲俊君 これより、本日をもって招集されました令和3年第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

### 1. 日程第1、会議録署名議員の指定

○議長村田憲俊君 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、

太 田 憲 之 君  
加 藤 貴 弘 君  
桐 木 茂 雄 君  
久保秋 雄 太 君  
佐 藤 禎 洋 君  
清 水 拓 也 君  
千 葉 英 也 君  
道 見 泰 憲 君  
船 橋 賢 二 君  
丸 岩 浩 二 君  
梅 尾 要 一 君  
笠 井 龍 司 君

以上、12人の諸君を指定いたします。

#### 1. 諸般の報告

○議長村田憲俊君 諸般の報告をさせます。

---

〔樫山議事課長朗読〕

1. 知事から、議案第1号ないし第46号及び報告第1号ないし第8号の提出がありました。

- 
- 議案第 1 号 令和3年度北海道一般会計予算  
議案第 2 号 令和3年度北海道公債管理特別会計予算  
議案第 3 号 令和3年度北海道国民健康保険事業特別会計予算  
議案第 4 号 令和3年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算  
議案第 5 号 令和3年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算  
議案第 6 号 令和3年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算  
議案第 7 号 令和3年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算  
議案第 8 号 令和3年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算  
議案第 9 号 令和3年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算  
議案第 10号 令和3年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算  
議案第 11号 令和3年度北海道営住宅事業特別会計予算  
議案第 12号 令和3年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算  
議案第 13号 令和3年度北海道地方競馬特別会計予算  
議案第 14号 令和3年度北海道公共下水道事業会計予算  
議案第 15号 令和3年度北海道流域下水道事業会計予算  
議案第 16号 令和3年度北海道電気事業会計予算

- 議案第 17 号 令和3年度北海道工業用水道事業会計予算
- 議案第 18 号 令和3年度北海道病院事業会計予算
- 議案第 19 号 北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例案
- 議案第 20 号 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 21 号 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 22 号 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 23 号 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 24 号 特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第 25 号 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第 26 号 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 27 号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第 28 号 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 29 号 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 30 号 北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第 31 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第 32 号 北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第 33 号 北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第 34 号 北海道公営企業条例の一部を改正する条例案
- 議案第 35 号 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 36 号 国営土地改良事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件
- 議案第 37 号 訴えの提起に関する件
- 議案第 38 号 包括外部監査契約の締結に関する件
- 議案第 39 号 北海道道の路線の認定に関する件
- 議案第 40 号 河川法に基づく一級河川の指定についての意見に関する件
- 議案第 41 号 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の定款の変更に関する件
- 議案第 42 号 北海道道州制特別区域計画の変更に関する件
- 議案第 43 号 工事請負契約の締結に関する件
- 議案第 44 号 令和2年度北海道一般会計補正予算（第11号）
- 議案第 45 号 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策基金条例案
- 議案第 46 号 北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例案
- 報告第 1 号 専決処分報告の件

- 報告第2号 専決処分報告の件  
報告第3号 専決処分報告の件  
報告第4号 専決処分報告の件  
報告第5号 専決処分報告の件  
報告第6号 専決処分報告の件  
報告第7号 専決処分報告の件  
報告第8号 専決処分報告の件

(上の議案及び報告は巻末**議案の部**に掲載する)

---

1. 各関係執行機関の長から、説明員の委任について通知がありました。

(上の説明員の委任通知は巻末**その他**に掲載する)

---

1. 監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。
- 

1. 包括外部監査人から、監査の結果について報告がありました。
- 

1. 議長は、議案第20号、第22号及び第35号について人事委員会委員長に意見を求めました。
- 

1. 議長は、請願第7号について、請願者から取下げの申出がありましたので、委員会付託を取り消しました。
- 

1. 議長は、請願第15号及び第16号を関係委員会に付託しました。
- 

請願第15号 北海道重度心身障がい者医療給付事業への精神障がい者の適用  
と新型コロナウイルス感染症から障がい者の命と暮らしを守る  
対策を求める件

保健福祉委員会

請願第16号 北海道の子どもたちにゆきとどいた教育を求める件

文教委員会

(上の請願は巻末**請願・陳情の部**に掲載する)

---

1. 本日の会議録署名議員は、

太田 憲之 議員

加藤 貴弘 議員

桐木 茂雄 議員

であります。

---

## 1. 議長の報告

○議長村田憲俊君 御報告いたします。

元議員の加藤唯勝さんは、2月8日、見延順章さんは、2月19日、逝去されました。  
誠に痛惜哀悼の念に堪えません。

よって、議長において謹んで弔意を表しました。

次に、令和2年12月11日に議決した議員派遣について、お手元に配付のとおり、派遣決定内容の変更を会議規則第126条第3項の規定により、議長において決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

---

(上の議員派遣の件は巻末**その他**に掲載する)

---

## 1. 日程第2、会期決定の件

○議長村田憲俊君 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの28日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長村田憲俊君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

## 1. 日程第3、議案第1号ないし第46号

○議長村田憲俊君 日程第3、議案第1号ないし第46号を議題といたします。

道政執行方針並びに提出議案について説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

知事鈴木直道君。

### 1. 道政執行方針並びに議案第1号ないし第46号に関する説明

○知事鈴木直道君（登壇）令和3年第1回北海道議会定例会の開会に当たり、道政執行方針を申し上げる前に、一言申し上げます。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の流行により、全世界で250万人の人々がお亡くなりになり、本道においても、昨日までに667名もの貴い命が失われています。

これまでにお亡くなりになられた皆様に、衷心より哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々に、心よりお悔やみ申し上げます。

また、道内では、現在も多くの方々が、感染症からの回復に向けて療養を続けておられます。皆様の一日も早い御回復をお祈りいたします。

令和3年第1回定例会の開会に当たり、道政執行への私の所信を申し上げます。

この新議場では、初めての所信表明となります。

困難な課題に直面する中、道議会議員の皆様とは、一層活発な政策議論を重ねながら、道政を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が道内で初めて確認されてから1年余りが経過しました。今なお世界的流行が続く中、本道においても、多くの貴い命が失われ、社会経済に甚大な影響が及んでいます。

この間、道では、未知のウイルスに対する限られた知見の中で、専門家の皆様の助言もいただき、独自の緊急事態宣言や札幌市との共同宣言をはじめ、最大限の手だてを尽くし、この大きな脅威に立ち向かってまいりました。

これまで、道民の皆様、事業者の方々には、行動変容や営業制限などの様々なお願いを行ってまいりました。長期にわたり多くの御苦勞や御負担をおかけする中で、御理解と御協力をいただいていることに、改めてお礼を申し上げます。

また、医療・介護従事者の皆様には、かけがえのない命を守るため、感染リスクと隣り合わせの中で献身的な対応をいただいております。心より感謝を申し上げます。

しかしながら、感染症との闘いは今も続いています。

現下の危機を克服するためには、私たち道民が一丸となって、粘り強く取り組んでいかななくてはなりません。

私自らが先頭に立ち、いかなる困難にも正面から取り組んでいく決意であり、引き続きの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

感染症の終息がはまだ見通せない状況の中、多くの皆様が、日々の生活や将来に対し不安を抱かれていると思います。

道民の皆様の命と暮らしを守り抜く、私は、北海道知事として、このことを改めて心に刻み、引き続き感染症への対応に全身全霊で取り組んでまいります。

とりわけ、感染対策の柱として大きな効果が期待されるワクチンの接種については、医療従事者や高齢者をはじめ、道民の皆様への迅速かつ円滑な接種が可能となるよう、国や市町村、医療機関等と緊密に連携し、地域においては振興局の広域調整機能も活用しながら、必要な体制を着実に整備します。

また、病床確保など医療提供体制の一層の充実を図りつつ、検査体制の拡充や積極的疫学調査の実施、感染状況に応じた行動変容の呼びかけなどにより、感染拡大の兆候を的確に捉えながら、その抑制に向けて全力を尽くします。

その上で、社会経済活動とのバランスを慎重に見極め、必要な施策を推進してまいります。

今後も続く感染症との闘いの中で、道民の皆様にご安心と希望を持ち続けていただくためには、まずは、しっかり守りを固めることを最優先とし、同時に、ポストコロナを見据え、攻めの政策も進めていく必要があります。

これまで、本道は、グローバル化の進展による世界経済の成長を追い風に、海外から食や観光の需要を取り込み、地域の活性化を図ってきましたが、このたびの感染症の世界的な流行は、こ

うした戦略に大きな影響を及ぼしています。

一方で、感染リスクを避ける意識の高まりや都市一極集中への懸念、国際的なサプライチェーンの再編、デジタル化や脱炭素化の動きなど、社会全体に大きな変革をもたらす兆しが見られます。

本年は、こうした国内外における情勢の変化や社会変革の動きを的確に捉え、ポストコロナを見据えた新たな北海道づくりを進めていくための起点となる重要な一年です。

さらに、東京オリンピックのマラソン、競歩、サッカー競技、アジアで初となるアドベンチャートラベル・ワールドサミットの開催が予定されているほか、長年にわたり活動を続けてきた縄文遺跡群の世界文化遺産登録への期待が大きく膨らむ年でもあります。

本道には、全国のどの地域にも増して、コロナ禍の逆境から新たな未来を切り開く潜在力があると確信しています。

私は、感染症対策の徹底を図ることを前提に、真に活力あふれる北海道を実現するため、次に申し上げる三つの視点に立って、各般の政策を展開してまいります。

1点目は、ピンチをチャンスに変えるという視点です。

私は、知事に就任以来、ピンチをチャンスに変える発想を重視し、人口減少問題をはじめ、様々な道政課題に取り組んでまいりました。

今、直面している未曾有の危機の中にあっても、本道のさらなる発展につながる動きは確実に芽吹いています。クラウドファンディングを活用し、医療従事者の皆様に応援する「エールを北の医療へ！」の取組では、想定を大きく上回る御寄附をいただくとともに、道内外の方々から4000を超える心温まるメッセージをお寄せいただきました。

今回の困難に立ち向かうことで培われた、北海道を応援してくださる多くの方々との共助の輪は、本道にとってかけがえのない財産です。

今こそピンチをチャンスにという気概を持って、こうした新しい芽を大切に育て上げ、さらに大きな力にして、本道の創生を加速させてまいります。

2点目は、ハンデを強みに変えるという視点です。

コロナ禍を契機として、大都市圏を中心に、安全、安心、ゆとりなどを重視する働き方や暮らし方を求める人が増えており、地方への関心が高まってきています。

広域分散型の地域構造、首都圏からの距離の遠さ、寒冷な気候といった本道の特性は、効率性や経済性を重視する従来の価値観から見れば、ハンデとも見なされてきました。

しかし、コロナ禍における人々の意識や行動の変化を追い風とすることで、ゆとりある生活空間や、リスク分散の受け皿、快適な住環境といった強みに変えていけると考えます。

こうした逆転の発想により、本道の価値をさらに高め、道外から人や企業を呼び込むとともに、住んでいる方々が誇りに思える地域づくりを進めてまいります。

3点目は、強みを成長エンジンに変えるという視点です。

雄大な自然環境や四季折々の景観、日本の食料自給や環境保全に貢献してきた農林水産業、豊

富に賦存する再生可能エネルギー資源、自然との共生を大切にする縄文やアイヌの文化。先人から受け継ぎ、これまで培ってきた本道の揺るぎない価値は、現下の困難な状況においても何ら色あせるものではなく、ポストコロナに向けて、一層輝きを増してくるものと考えています。

これまでハンデとされてきた新たな強みとともに、世界に誇る北海道価値をさらに磨き上げ、これを原動力として、本道を再び成長軌道に乗せていき、我が国の持続的な発展に貢献してまいります。

こうした道政を進めていくための基本的な考え方を、市町村をはじめ、各界各層の皆様と共有し、ポストコロナを見据えて、各分野の施策を総合的に進めていくため、現行の北海道総合計画を見直し、今後の施策の方向性を取りまとめてまいります。

また、道の政策実行力を高めるため、スマート道庁の取組を通じ、業務、働き方、組織風土の三つの改革を進めます。

新しい北海道づくりは、道庁のみではなし得ません。

ほっかいどう応援団会議をはじめ、道内外で本道に思いを寄せていただいている皆様の力もお借りしながら、北海道の総力を結集し、一丸となって取り組んでまいります。

次に、ただ今申し上げた基本姿勢に基づき、今後速やかに実施する緊急対策とともに、令和3年度において重点的に推進する政策について申し上げます。

1点目の柱は、現下の危機克服と感染症に強い地域社会の構築です。

道民の皆様を守るためには、現下の感染状況への対応はもとより、今後のさらなる感染拡大の可能性にも備える必要があります。円滑なワクチンの接種に向けた体制整備とともに、相談・検査・医療提供体制の一層の充実強化を進めます。

引き続き、24時間対応の専用窓口を設け、必要なときにいつでも相談できる体制を確保するとともに、PCR検査センターの増設や医療機関における検査機器の導入を支援するなど、感染の早期発見や早期対応に努めてまいります。

入院患者の受入れ病床の拡大に取り組むとともに、宿泊療養施設を効果的、効率的に運用するなど、通常時の医療との両立も考慮した体制整備を進めます。

また、医療機関や福祉施設等で感染が拡大した際には、医療チームや代替職員を迅速に派遣し、医療・福祉サービスを継続して提供できる体制の確保に取り組みます。

医療機関、福祉施設が実施する感染防止対策や、感染症の影響で休業を余儀なくされた医療機関等の業務再開を支援します。

これらの取組を着実に推進していくため、感染症対策を所管する庁内の組織体制を拡充するとともに、保健所や衛生研究所の機能強化を図ってまいります。

コロナ禍において、感染拡大を抑制しながら社会経済活動を継続していくためには、感染リスクを低減させる行動を日常の中に定着させていく必要があります。

昨年から進めてきた「新北海道スタイル」の一層の浸透に向け、巣籠もり需要などに対応した新たな事業展開やテレワークの導入への支援、効果的なPR活動を推進するとともに、道の様々

な施策に「北海道スタイル」の考え方を組み込むなど、総合的な取組を進めてまいります。

北海道では、他の地域と比べ、感染症への対応が長期にわたっており、観光、飲食、交通をはじめ、多くの事業者、就業者の皆様が極めて厳しい状況に置かれています。

地域経済を支える事業者の皆様が、事業を継続し、雇用を維持していただけるよう、資本金劣後ローンとの協調融資の実施、営業時間の短縮要請に御協力をいただく方への支援金に加え、厳しい経営下にある皆様への支援の充実を図ってまいります。

今後、地域企業の休廃業の加速が懸念される中、事業再生や円滑な事業承継を図るため、官民連携ファンドの活用のほか、相談対応や専門家の派遣などによるきめ細かい支援を行います。

非正規の方々を含め、離職を余儀なくされた方の就職を促進するため、ジョブカフェによるカウンセリング体制を強化するとともに、正社員への就業を目指した研修の実施、異業種への就業を目指す方と企業とのマッチング支援など、多面的な取組を進めます。

今般の感染症の流行は、子どもたちの学習環境に大きな変化をもたらすとともに、独り親家庭や低所得者の方々の暮らしに深刻な影響を及ぼしています。

本道の将来を担う児童生徒の学びの機会を確保するため、厳しい経済状況にある方々に対し、奨学給付金を支給します。

また、コロナ禍における子どもたちの学習環境の変化に適切に対応できるよう、学習指導員等の配置やスクールカウンセラーの派遣によるきめ細かい指導、相談を実施してまいります。

暮らしのセーフティネットとして、独り親世帯への給付金の再支給を行うとともに、生活困窮者の方々への生活福祉資金の特例を本年度末まで延長し、再貸付を行います。

道内在住の外国人、児童虐待やDV、性暴力の被害者の方々に対する相談支援体制も強化します。

感染症に対する重症化リスクを低減させるためには、日々の感染予防行動に加え、健康づくりが欠かせません。受動喫煙の防止や生活習慣の改善とともに、子どもたちの体力向上や高齢者の介護予防の促進を図ってまいります。

新型コロナウイルスに感染された方々や医療従事者の皆様に対する差別や偏見、誹謗中傷は、決してあってはなりません。感染症に起因する人権侵害を防ぐため、引き続き、相談対応や普及啓発などを進めてまいります。

二つ目の柱は、ポストコロナの新たな未来を切り開く北海道づくりです。

広域分散、距離といったハンデを強みに変え、人口減少、高齢化など、本道が抱える構造的課題を解決する大きな鍵となるのはデジタル化です。

条件不利地域も含め、広く全道をカバーするブロードバンド環境を基盤として、暮らし、産業、行政の三つの重点分野を中心に、リモート教育や、農林水産業におけるスマート化、官民のオープンデータの推進など、本道のデジタル化を加速し、北海道Society5.0の実現を目指してまいります。

これらの取組の指針となる北海道Society5.0推進計画を本年度内に策定するとともに

に、庁内に司令塔となる組織を新たに整備し、産学官が連携して、オール北海道による取組を進めます。

都市部の人々の地方への関心の高まりや、企業におけるリスク分散といった変化を確実に捉え、大都市圏からの移住、定住、U・Iターンの掘り起こしを進めるとともに、企業のサテライトオフィスや本社機能、生産拠点やデータセンターなどの誘致に取り組みます。

今、仕事と余暇をつなぐ新しい働き方としてワーケーションが注目されており、多様な地域資源を持つ本道こそが、その受け皿となる大きな可能性を秘めています。

北海道型ワーケーションの推進に向けて、市町村や関係団体・企業の皆様と一体となり、自然や森林、食などの魅力を生かした受入れ環境づくりを進めます。

また、道内外の企業と受入れ地域を結ぶコーディネート機能を強化し、住んでよし、働いてよし、遊んでよしの北海道を、多くの方々にPRしてまいります。

地球温暖化は、世界に深刻な影響を及ぼしており、カーボンニュートラルは、環境と経済が調和した社会の実現に欠かせないものです。

全国の4分の1近くを占める森林や農地、全国有数の再生可能エネルギー賦存量を誇る本道の特性を生かし、CO<sub>2</sub>の排出、吸収の両面から、2050年ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を積極的に進め、我が国の持続的な発展にも貢献してまいります。

排出量の削減に向けては、モデル地域を設定し、地域が持つ潜在力や取組の障壁となる課題を明らかにした上で、脱炭素化を先導する取組を進め、その成果を全道に広げていきます。

また、地域が主体となって行う再生可能エネルギーの導入や、水素関連の産業化を促進するなど、地域や産業の活性化にも資する取組を推進します。

道有施設のCO<sub>2</sub>削減に向け、エネルギー効率の高い設備の導入や道産木材の活用などに順次取り組んでまいります。

また、省エネ性能の高い北方型住宅の一層の普及とともに、道総研などと連携し、住宅のゼロエネルギー化に取り組み、住まいと暮らしの脱炭素化を進めます。

吸収源の確保に向けては、伐採後の着実な植林や産出される木材の有効活用など、森林資源の循環利用のほか、環境と調和した農業のさらなる推進を図ります。

2050年ゼロカーボン北海道を実現するためには、そのプロセスや課題を可視化し、道民や事業者の皆様と共有しながら、幅広い政策を一体的に進めることが必要です。

このため、環境、経済それぞれの部局の推進体制を強化するとともに、庁内にプロジェクトチームを設置し、関連する計画や事業の一層の連携を図ってまいります。

アイヌの歴史や文化は、本道が世界に誇る価値の一つです。

昨年オープンした民族共生象徴空間——ウポポイと連携して、その魅力を国内外に効果的に発信し、広く理解の促進を図るとともに、アイヌ関連施設への誘客につなげていきます。

また、アイヌの方々の生活向上に向けて、教育や雇用の促進、人材育成などに取り組んでまいります。

北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録の実現に向け、いよいよ期待が高まっています。北東北3県との連携のもと、PRを強化するほか、登録後を見据え、縄文遺跡群を活用した地域づくりや観光振興に取り組んでまいります。

市町村や大学、研究機関、地域の皆様と一体となって、ジオパークや恐竜化石、北海道遺産や日本遺産などの地域資源を磨き上げ、一層の活用を図りながら本道の活性化につなげます。

公共交通を取り巻く環境は、人口減少や人材不足に加え、コロナ禍の影響による交通需要の減少も相まって、一段と厳しさを増している一方、脱炭素化に向けた動きが広がっています。

こうした状況を踏まえ、広域分散型の地域構造を持つ本道にふさわしい、持続可能な交通・物流ネットワークを確立していく必要があります。

道内における移動の利便性を高めるため、将来の運輸連合の導入も見据え、広域的な地域公共交通計画の策定を促進し、Ma a Sの活用など事業者間の緊密な連携のもとで、シームレス交通の全道展開を図ってまいります。

J R北海道に関しては、国が新たな支援策を明らかにしました。

道としても、本道の持続的な鉄道網の確立に向けて、J R北海道の徹底した経営努力を前提としながら、観光列車の整備に対する助成や、全道的な利用促進に資する協力や支援を行ってまいります。

航空ネットワークは、広大で海に囲まれた本道の生命線であり、また、インバウンドの誘客に欠くことのできない重要な社会インフラです。

道内の7空港を運営する北海道エアポートとの連携のもとで、感染状況を見極めながら、国内線の維持拡大や国際線の運航再開などに向けた取組を段階的に進めます。

近年、大雨災害や胆振東部地震など、道内においても自然災害が頻発し、被害も甚大化する傾向にあります。

このため、道路、河川など、防災上重要な公共施設の機能強化や老朽化対策、維持管理を計画的に進めるとともに、防災教育の充実や地震、津波による被害想定調査の実施など、強靱な北海道づくりに向けて取り組みます。

原子力発電所については、安全性が確保されることが大前提であり、引き続き、様々な想定のもとでの防災訓練の実施など、原子力防災体制の充実や強化に努めます。

また、特定放射性廃棄物の最終処分場に関しては、道内に受け入れる意思がないとの考えにより制定された条例を遵守してまいります。

本道の産業や社会、文化を将来にわたり発展させていくためには、次代を担う人材を大切に育てていくことが何より重要です。

道教委と連携し、児童生徒の学力や体力の向上に取り組みます。

また、高校生を対象とした地域密着型の課題探求活動などを通じ、自らの希望をかなえ、地域で活躍できる人材の育成を図ってまいります。

医療や福祉分野における人材確保は、コロナ禍の影響も相まって、喫緊の課題となっていま

す。医療や介護に従事する皆様が働きやすい環境づくりを進めるとともに、看護職員の養成に向け、修学資金の拡充を図ります。

若年者、女性、中高年齢者、外国人といった多様な方々に就業支援などを行い、活躍の場を創出するとともに、農林水産業や観光、ものづくりなど、幅広い産業における担い手の育成や確保に取り組みます。

海外との本格的な往来が再開しない中であって、本道経済の活力を維持し、成長につなげていくためには、域内の経済循環を高めるとともに、国内の需要を取り込んでいくことが必要です。

食の地産地消の促進に向けて、高齢者や親子を対象とした食育に取り組むほか、道産の米、小麦、和牛、日本酒、ワインなどのブランド力強化と、国内への販路拡大を図ってまいります。

巣籠もり需要などに対応し、アンテナショップやインターネットによる道産食品の販売促進を支援します。

また、今後の感染動向を注意深く見極めながら、道民の道内旅行を対象としたどうみん割や、市町村によるプレミアム付商品券の発行支援など、道内の消費喚起に向けた取組を段階的に実施してまいります。

本道の基幹産業である農林水産業の持続的な発展に向け、生産基盤整備に対する農家負担の軽減を図るほか、アキサケの資源回復など栽培漁業の一層の推進、植林への支援をはじめとした森林整備や道産木材の利用促進などに取り組みます。

本道の食関連産業が今後も成長していくためには、道産食品の輸出拡大が不可欠です。

感染症の世界的流行に伴う各国・地域の市場動向や国の輸出拡大実行戦略も踏まえながら、品目や輸出先国のさらなる重点化を図るなど、輸出拡大に向けて戦略的に取組を進めます。

国際的なデジタル化の進展の中で、オンラインによる国際取引やeコマースの導入など、デジタル技術を活用した道内企業の海外展開を促進するとともに、新規市場の開拓に向けた海外バイヤーとのマッチングを支援し、本道産業の国際競争力の強化を図ります。

本年7月には東京2020オリンピックが、また、9月にはアドベンチャートラベル・ワールドサミットの開催が予定されています。

これらの開催に当たっては、何より安全に実施できるよう、市町村をはじめ、関係の皆様と一体となって感染防止対策を徹底するとともに、円滑な運営に向けた準備に万全を期してまいります。

こうした中で、本道の安全、安心な受入れ環境と道内各地の魅力を国内外に効果的に発信するとともに、アドベンチャートラベルをはじめ、世界水準の観光コンテンツや周遊ルートの開発を行うなど、海外との往来の本格的な再開を見据え、インバウンドの再獲得に向けた取組を着実に進めてまいります。

一日も早い解決が求められる北方領土問題については、コロナ禍においてもできる限りの取組を進め、元島民や関係団体の方々と一体となった返還要求運動を行うとともに、後継者の育成や隣接地域の振興、啓発活動や北方四島との交流に取り組みます。

以上、今後の道政運営を進めるに当たっての私の所信を述べさせていただきました。

私たちの北海道は、一国にも相当する広大な土地と空間、それらがもたらす豊かな農林水産物や地下資源など、本道ならではの優位性を生かし、全国から夢を抱いてやってきた多くの人々の活躍の場として、また、食やエネルギーの供給拠点として、我が国の発展に大きな貢献を果たしてきました。

この間、自然災害はもとより、国際貿易の自由化や担い手の減少など、幾多の困難に直面してきた本道の農林水産業は、地域の皆様のたゆまぬ努力と工夫により、品質や生産性、ブランド力を向上させ、今も日本国民の暮らしを支える役割を担い続けています。

また、本道では、前例のない都市銀行の経営破綻やリーマンショックという深刻な経済危機に直面した際にも、事業者の皆様の不断の経営努力とともに、海外をはじめとした新規市場の開拓などにより、これらの苦境を乗り越えてきました。

社会全体が未曾有の危機に直面している今こそ、限りない可能性を有する北海道の価値は一層輝きを増し、先人から受け継いできた進取と貢献の精神は、困難を乗り越える大きな力となるものと確信しています。

私は、北海道こそがポストコロナの未来を切り開くという信念のもと、全ての皆様の総力を結集し、将来にわたり誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、全力を尽くしていく決意であります。

道民の皆様、そして道議会議員の皆様の一層の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました令和3年度予算並びにその他の案件について、その大要を御説明申し上げます。

令和3年度の当初予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、道財政が一段と厳しさを増す中、当面する収支不足額に対処しつつ、限りある行財政資源の効果的かつ効率的な配分や国の施策の積極的な活用などにより、感染症対策をはじめ、道政執行方針で述べました政策を着実に展開していくことを基本に編成することといたしました。

その結果、予算の総額は、

|         |               |
|---------|---------------|
| 一 般 会 計 | 3兆2529億9500万円 |
| 特 別 会 計 | 1兆271億8200万円  |
| 合 計     | 4兆2801億7800万円 |

となりました。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

初めに、本道の社会資本整備を計画的に進めるため、公共事業、特別対策事業、施設等建設事業などを合わせた投資的経費全体で3311億3500万円を措置いたしました。

次に、分野ごとの予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず、総務部関係の施策につきましては、私立学校の経営健全化等を図るため、

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 私立学校等管理運営対策費補助金 | 167億9200万円 |
|-----------------|------------|

を計上したほか、経済的な理由により修学が困難な私立高等学校等の生徒の教育機会の確保と保護者の負担軽減を図るなど、私学教育の充実に努めることとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、総合政策部関係の施策につきましては、地域づくりの拠点である振興局と市町村等との協働による事業の推進や、地域の創意あふれる取組を支援するため、総額49億5300万円を計上いたしました。

次に、環境生活部関係の施策につきましては、新たに国定公園としての指定が見込まれる厚岸道立自然公園及びその周辺地域における設備整備などを行うこととし、所要の予算措置を講じるとともに、

保健福祉部関係の施策につきましては、入院病床や宿泊療養施設を確保するほか、医療機関における設備導入への支援など、感染症に係る医療提供体制の強化を図ることとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、経済部関係の施策につきましては、感染症の発生により落ち込んだ本道観光の需要回復に向けて、徹底した感染防止対策を講じながら、国内からの誘客促進やデジタルメディアを通じた国外への情報発信などに取り組むこととし、総額76億4800万円を計上するとともに、営業時間短縮の要請等が長期間に及んだことにより、経営に影響を受けている全道の事業者の皆様に対し、道単独の支援金を支給することとし、

経営持続化支援緊急特別対策事業費 51億円

を計上いたしました。

次に、農政部関係の施策につきましては、農作業の省力化や農作物の生産性向上のほか、農村地域の防災・減災対策を促進するため、農地や用水施設などの基盤整備に対し、市町村と連携して支援することとし、

次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業費 7億7000万円

を計上するとともに、

水産林務部関係の施策につきましては、漁業生産の低迷を踏まえ、水産物の養殖について、本道に適した手法の検討や実証を行うこととし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、建設部関係の施策につきましては、建設業における人材の確保や育成などの取組を支援するほか、建設業の魅力を発信するなど、担い手対策を推進することとし、所要の予算措置を講じるとともに、

警察本部関係の施策につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピックのマラソン・競歩競技等の札幌開催に際し、感染防止対策を講じつつ、警備に万全を期すこととし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、教育庁関係の施策につきましては、コロナ禍における教員の業務負担を軽減するため、道内の小中学校等にスクール・サポート・スタッフを配置することとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

これらに見合う一般会計の歳入予算の主なものといたしましては、

|           |             |
|-----------|-------------|
| 道 税       | 5732億6600万円 |
| 地 方 交 付 税 | 6310億円      |
| 国 庫 支 出 金 | 5205億1200万円 |
| 道 債       | 6050億1900万円 |

を計上いたしました。

次に、その他の案件の主なものについて申し上げます。

まず、新規条例案についてであります。議案第19号は、将来、道内において看護職員として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けようとするものであります。

次に、改正条例案についてであります。議案第20号は、国家公務員の特殊勤務手当の改正等に鑑み、北海道職員の特殊勤務手当について、漁業取締業務手当に係る加算措置を講じるとともに、消防防災ヘリコプターの操縦士等に支給する航空手当を新たに定めようとするものであり、

議案第22号は、職員の育児短時間勤務に伴い採用する任期付職員の給与について、昇給制度の導入などを行おうとするものであり、

議案第30号は、北海道森林整備地域活動支援基金の有効期限を延長しようとするものであります。

このほか、手数料等の額の改定等に伴う改正条例案を提出しているところであります。

次に、その他の案件として、議案第42号は、道州制特別区域計画の変更について、道州制特区推進法の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第43号は、札幌医科大学附属病院改修工事の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議決を得ようとするものであります。

次に、令和2年度一般会計補正予算について、その大要を御説明申し上げます。

議案第44号の補正予算は、国の補正予算に対応して、緊急に措置を要する経費等について、所要の予算措置を講じようとするものであり、その総額は、

|         |             |
|---------|-------------|
| 一 般 会 計 | 2027億9700万円 |
|---------|-------------|

となっております。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

まず、農業農村整備などの公共事業費について、1403億7000万円を計上するとともに、繰越明許費と債務負担行為について、所要の措置を講じることといたしました。

次に、道内における春季公共事業の円滑な実施を図るため、令和3年度の社会資本整備総合交付金事業に関する債務負担行為について、所要の措置を講じることといたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防するため、ワクチン接種体制の整備を図ることとし、所要の予算措置を講じるとともに、感染症の影響により収入の減少等があった世

帯に対する特例貸付の原資を追加するため、

|                |           |
|----------------|-----------|
| 生活福祉資金貸付事業費補助金 | 77億3900万円 |
|----------------|-----------|

を計上いたしました。

次に、本道の酪農・畜産業の競争力強化に向けて、畜産経営体等が行う施設の整備等に対して支援することとし、100億3400万円を計上するとともに、繰越明許費について、所要の措置を講じることといたしました。

次に、国の「Go To トラベル事業」の一時停止措置に伴う影響を緩和するため、関連事業者に対する支援を行うこととし、14億2800万円を計上するとともに、繰越明許費について、所要の措置を講じることといたしました。

次に、観光誘客促進道民割引事業費など、「新北海道スタイル」を徹底した上で行う需要喚起の取組に対して、感染症の状況などを踏まえた機動的な支援が行えるよう、繰越明許費について、所要の措置を講じることといたしました。

これらに見合う一般会計の歳入予算の主なものといたしましては、

|       |             |
|-------|-------------|
| 国庫支出金 | 1182億5000万円 |
| 道債    | 768億3500万円  |

を計上いたしました。

次に、その他の案件として、議案第45号は、国から交付されるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金を積み立てるため、新たに基金を設置しようとするものであり、

議案第46号は、北海道安心こども基金の目的に、不妊治療への支援を加えようとするものであります。

以上、今回提案いたしました案件の主なものについて、その大要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長村田憲俊君 教育行政執行方針について説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

教育長小玉俊宏君。

#### 1. 教育行政執行方針に関する説明

○教育長小玉俊宏君（登壇）令和3年第1回北海道議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げる前に、一言申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、これまでにお亡くなりになられた方や御遺族の方々にお悔やみを申し上げますとともに、現在、治療、療養を続けておられます皆様の一日も早い御回復をお祈りいたします。

また、昨年来、多くの児童生徒や学校関係者においても感染が確認されており、引き続き、子どもたちを守るため、各関係機関と連携をしながら、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。

それでは、北海道教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

情報通信技術の高度化に伴うSociety 5.0の到来、グローバル化の進展、新型コロナウイルス感染症の克服など、生活や社会の劇的な変化への対応が求められる中、こうした変化を新しい時代の学びと働き方を実現する好機と捉え、市町村教育委員会等とともに、誰もがどこにいても安心して質の高い教育を受け、いつまでも学び続けられる環境を整えてまいります。

また、地域社会が持続的に発展できるよう、学校と地域が連携、協働を深め、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地域創生の原動力となる教育行政を着実に推進してまいります。

次に、令和3年度において重点的に取り組む政策を申し上げます。

第1は、学びを止めない、心を近づける教育の推進についてです。

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、安全、安心な教育を推進することが重要です。

このため、学校における「新しい生活様式」の実践に向けたきめ細やかな指導助言、スクール・サポート・スタッフや学習指導員など外部人材の配置による指導体制の充実、保健衛生用品の整備、オンラインを活用した学習の充実などを通じて、いかなる状況においても継続した学びを保障できるよう全力を尽くします。

また、家庭での感染症対策に関する情報発信や、児童生徒の心のケア、差別、偏見や誹謗中傷の防止などにも積極的に取り組んでまいります。

第2は、生涯を通じ、個性が輝き、豊かさを実感できる教育の推進についてです。

急激に変化する時代の中でこそ、その状況を前向きに受け止め、人間ならではの創造性を働かせて、自ら豊かな人生を切り開くための資質、能力を育成することが重要です。

このため、確かな学力と、他者を貴ぶ心、健やかな体の調和の取れた育ちを支えます。

幼児教育におきましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う役割を担っており、質の高い教育の実践を図る観点から、各幼児教育施設の保育者への研修や助言の機会を確保するとともに、小学校との連携、接続の強化を図ります。

義務教育におきましては、個別最適な学びと協働的な学びを実現する授業改善、望ましい学習・生活習慣の確立、少人数学級編制の拡大や専科教員の増員によるきめ細やかな指導の充実に取り組みます。

また、ウポポイを活用したアイヌの人たちの歴史、文化等に関する学習や、北方領土に関する学習、「北海道みんなの日」などにおいて道内の各地域の歴史や文化等を学ぶふるさと教育を推進するとともに、多様な人材の活用による出張授業や様々な体験活動を通して、創造性、協調性、勤労観や生命を尊重する心などを育む指導の充実に努めます。

さらに、体育専科教員の配置や巡回指導の実施、啓発資料の活用促進など、体力向上の取組の充実に努めるとともに、アレルギー疾患など多様化する健康課題への対応や、望ましい食習慣の定着など、健康教育の充実に努めます。

高校教育におきましては、義務教育において育成された資質、能力をさらに発展させ、それぞれの能力、適性、興味、関心等に応じながら、主体的、対話的で、深い学びの実現に向けた授業

改善に取り組みます。

あわせて、産業界と専門高校が一体となった最先端の職業人育成システムの構築に向けたキャリア教育の充実、道外の高校生の地域留学の受入れを進めるほか、ふるさと納税制度を活用した海外留学、オンラインの活用や、道内に居住する留学生との交流により、異なる文化や多様な価値観に触れる機会を創出します。

また、遠隔授業配信センターを開設し、配信機能を集中化した上で、地域の小規模校に幅広い教科、科目を配信するなど、地元の高校に通いながら希望する進路を目指すことができる教育環境の整備を進めます。

特別支援教育におきましては、障がいのある子どもたちの可能性を伸ばし、自立や社会参加に必要な力を育むなど、一人一人のニーズに応じた指導や支援に取り組むとともに、ウェブ会議システム等を活用した指導方法の研究など、教育環境の整備充実を図ります。

また、テレワークを活用した就労に必要な技術の習得など、障がいのある子どもたちの就労促進のための体制づくりに取り組みます。

英語教育につきましては、子どもたちが英語で積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、教員の指導力の向上や動画コンテンツ等の活用促進を図ります。

I C Tを活用した教育につきましては、子どもたちが情報技術を手段として学習等に利活用できるように、各教科等においてI C Tの特性や利点を生かした授業内容の充実を図るとともに、教員のI C T活用能力の向上に取り組みます。

また、義務教育段階に加え、高等学校段階における1人1台端末環境の実現に向け、計画的に取り組むほか、外国人や不登校児童生徒への指導の充実を図るため、I C Tを活用した学習支援の研究などを進めます。

いじめや不登校、児童虐待への対応につきましては、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、いじめの積極的な認知と組織的な対応、不登校児童生徒への初期段階からの組織的、計画的な支援を進めるほか、児童虐待における関係機関との迅速な連携など、未然防止、早期対応に取り組みます。

あわせて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、子ども相談支援センターの24時間運用、S N Sを活用した相談に取り組むとともに、情報モラル教育の充実を図ります。

学校における働き方改革については、時間外勤務等に係る実態調査の評価分析などを踏まえ、業務改善を図るための手引書を活用しながら職員の意識改革を進めるとともに、引き続き、アクションプランに掲げる専門人材の配置促進や事務の効率化を図ります。

あわせて、在校等時間の縮減に向けた対話と情報共有の促進、スクールロイヤーによる法務相談体制の構築、休日の部活動の地域移行に向けた実践研究などにより、働きやすい職場づくりを進めます。

教職員の不祥事の根絶に向けては、各学校における指導や事例に基づく研修を徹底するとともに

に、新たな職場研修プログラムを大学教員等の専門的な知見を踏まえて作成し、その普及に取り組みます。

東京オリンピックのマラソン・競歩・サッカー競技の札幌開催を見据え、オリンピック・パラリンピック教育を進めるとともに、令和5年度全国高等学校総合体育大会夏季大会の北海道開催に向け、準備を進めます。

第3は、北海道への誇りと愛着を持ち、未来を切り開く人づくりについてです。

学校、家庭、地域などが課題を共有し、その解決策を共に考え、実践する活動を通し、子どもたちの地域への愛着や地域の将来を担う意識を醸成するとともに、道民の誰もが多様な価値観を認め、互いに支え合う社会を実現させるための教育が重要です。

社会教育主事や地域に精通した人材が、自治体や企業、団体等の様々な主体との連携を深め、地域の可能性や課題を掘り起こし、地域課題探究型の学習体験を通じ、まちづくりを牽引する地学協働体制を構築します。

また、コミュニティスクールの充実や、公民館等社会教育機能を生かした子どもと大人による主体的な地域課題の解決、将来の地域リーダーとなる青少年の育成に努めます。

あわせて、高校改革に意欲を持って取り組む校長を公募、登用し、地域創生の核となる学校づくりを進めます。

さらに、子どもたちの将来が経済的な環境等によって左右されることのないよう、高等学校等の授業料などの負担軽減や、地域での学習支援の充実、各種支援情報の提供、助言に取り組みます。

また、様々な理由により義務教育を修了していない方々などに対する教育機会を保障するため、本道における夜間中学の在り方を検討します。

地域全体で、地震や津波、台風など自然災害から命を守る防災教育の充実に向け、各地域において一日防災学校の実施を促進するとともに、新たに高校生防災サミットの開催に取り組みます。

教員養成大学、市町村及び市町村教育委員会と連携しながら、本年度から実施しております、教員を目指す学生が過疎地等に暮らし、教職の魅力を体感する草の根教育実習システムの導入を広げ、教員志願者の確保、育成に努めます。

また、複雑化、多様化する教育課題に対応するための教員の資質、能力の向上に向け、オンライン研修を含めた、より重点的で効果的な研修を実施いたします。

生涯学習活動については、幅広い世代の方々に学習機会を提供する道民カレッジ講座の改善、充実を図り、個の学びを地域創生に役立てるとともに、読書習慣の定着に向けた啓発資料の作成など、家庭における読書活動の推進に取り組みます。

文化の振興につきましては、アイヌ文化や文化財の保存伝承活動の支援や、縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組の推進、日本遺産や文化財の活用を支援するとともに、学校教育や社会教育の場において、文化について学ぶ機会の充実を図ってまいります。

あわせて、道立美術館の魅力向上のため、デジタル化や多言語化の促進、道立近代美術館のリニューアルに向けた官民連携による施設整備の検討を進めます。

以上、令和3年度に取り組む重点政策を申し上げます。

これまで当たり前だった日常が大きく変わり、先を見通すことが困難な時代に、誰一人取り残さない、多様な学びと安心な居場所を築くとともに、この逆境や制約を受け身ではなく変革の扉と捉え、一人一人が新たな夢や目標を描き、追い続けることが求められております。

北海道教育委員会としては、学校、家庭、地域、行政との連携を一層深め、子どもたちの健康と学びをしっかりと守るとともに、誰もが自らの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現し、ふるさと・北海道への誇りとグローバルな視野、そして、豊かな創造力を備え、たくましく成長していくことができるよう、本道教育の発展に全力で取り組んでまいります。

道民の皆様、道議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長村田憲俊君 お諮りいたします。

日程第3のうち、急施を要する案件として、議案第44号ないし第46号について先議することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長村田憲俊君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩



午後1時2分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

### 1. 質 疑

○議長村田憲俊君 これより、議案第44号ないし第46号に関する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

清水拓也君。

○42番清水拓也君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、自民党・道民会議を代表して、先ほど提案がありました令和2年度補正予算案について質問してまいります。

初めに、ワクチン接種についてであります。

昨年12月に予防接種法が改正され、新型コロナウイルス感染症のワクチン予防接種が市町村の事務に位置づけられましたが、医療従事者等への接種や、広域での接種に関する体制の確保に係る調整、専門的相談体制の確保などについては、国や道が重要な役割を果たす必要があります。

接種が急がれる医療従事者等に対しては、国が既に道内の7医療機関の医師や看護師に接種を進めてきており、引き続き、道が行わなければならない残りの医療従事者等への接種も始まりますが、その対象者数や接種希望の状況、接種場所となる医療機関や準備の状況は現在どのようになっているのか。

また、医療提供体制が逼迫している中で、医療の現場に過度の負荷がかからぬよう、どのようにワクチン接種を進めていく考えなのか、伺います。

先月、特例承認されたファイザー社のワクチンについては、超低温冷凍庫で保管する必要があり、道内では、集団接種会場や、基本型接種施設となる医療機関等に479台の配置が予定されています。

特に、基本型接種施設では、冷凍で配送されたワクチンを保管し、対象者に接種を行うほか、医療従事者等への接種を担う連携型接種施設や、高齢者施設の入居者をはじめ、一般の方々への接種を担うサテライト型接種施設への冷蔵移送の役割も求められます。

道内における基本型接種施設の確保状況や、今後の見通しはどのようになっているのか、また、サテライト型接種施設などでの効率的な接種に向けて、移送体制などをどう構築していく考えなのか、伺います。

次に、生活困窮者の支援についてであります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響で、道内の雇用状況は一段と厳しさを増しており、休業や離職された方々などを対象とした生活福祉資金の特例措置による緊急小口資金や総合支援資金の貸付申込み件数は、12月末の時点で約5万6000件、申込み額は161億円に上っており、コロナ禍での厳しい道民生活の状況がうかがえます。

国では、東京都など10都府県を対象とした緊急事態宣言の延長を踏まえ、生活困窮者のセーフティーネットとして重要な役割を担っている総合支援資金について、特例措置の申請期限を昨年未から3月末まで延長するとともに、貸付けを終了した方を対象に、これまで最大6か月としていた貸付けを、さらに3か月延長する支援策を講じていますが、感染の収束が見通せない現状では、3月末とされた申請期限のさらなる延長を国に求めていく必要があると考えます。

また、貸付け終了後の自立支援に向けた取組が喫緊の課題であり、様々な事情を抱える方々に寄り添った対応も求められます。

道は、ウイズコロナの中で、生活に困窮している方々の支援にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、事業者への支援金についてであります。

道は、このたびの補正予算に、道単独の新型コロナウイルス感染症対策として、観光関連事業者への支援金などの予算を提案しています。

一方で、道は、今月15日までとしていた感染拡大防止の集中対策期間を月末まで延長することとし、営業時間の短縮を要請する範囲を札幌市全域の飲食店等に拡大するなど、対策の強化を図り、要請に協力をいただいた事業者に、1日に2万円の協力支援金を支給することとしておりま

すが、このたびの要請に対応する予算額が、これまで実施してきた支援金などの執行残額で賄える見込みであることから、既決予算で対応することとしております。

これまでは、札幌市からの要請を踏まえ、道と市で協力して実施してきておりましたが、このたびの支援金は従来と異なる面もあります。

道は、営業時間の短縮要請に伴う協力支援金に関し、どのような考え方で支援方法や内容を決定したのか、その考え方は、このたびの協力支援金の支給にどのように反映されているのか、伺います。

次に、中小企業の資金繰り支援についてであります。

道は、国の制度改正を踏まえ、道の新型コロナウイルス感染症対応資金の保証申込み期間を今年度末まで延長しており、去る2月8日からは、融資限度額を6000万円から8000万円に引き上げています。

これに併せて、このたびの道の補正予算案では、この資金を、当初3年間無利子、保証料無料とするために必要な予算が提案をされております。

この資金は、既に1兆円近くの融資実績となっており、現在の厳しい経営環境を乗り切る上で大きな役割を果たしているものと考えます。

しかし、経営規模や経営資源の状況に応じて、融資できる額にはおのずと限界があり、企業は際限なく融資が受け続けられるわけではありません。

道は、中小企業をめぐる資金繰りの現状をどのように認識しており、今後どのように支援していく考えなのか、伺います。

次に、どうみん割事業などの再開についてであります。

道は、旅行需要喚起に結びつくどうみん割事業や交通事業者利用促進支援事業が、人の移動や接触を増やし、感染リスクを高める可能性があるとして、集中対策期間中は執行を保留していますが、このたびの補正予算では、こうした事業が再開された場合に直ちに事業をスタートさせることができるよう、繰越明許費を計上し、新年度予算と合わせて、切れ目のない対応が可能となるよう措置をしております。

現在の閉塞状態を何とか打開したいと願っている多くの観光事業者の方々にとっては、新型コロナウイルスのワクチン接種開始と並ぶ明るい動き、将来に希望を抱かせる道の対応と受け止められるものと評価いたします。

しかし、こうした予算的な対応も、実際に、いつ、どのような形で事業が再開され、旅行申込みの受付を始められるのか、あらかじめ情報提供しなければ、現場での混乱は避けられません。

道は、集中対策期間の出口戦略との関連で、これらの支援事業をどのような形で再開させていく考えなのか、伺います。

最後に、高等学校におけるICT環境の整備についてであります。

新学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力として位置づけ、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段が適切に活用できるICT環境の下で、プログラ

ミングや情報などに関する学習の充実を図るとしており、道内の公立学校でも、今年度、G I G Aスクール構想の下で、高速通信ネットワークの整備が進められ、小中学校には1人1台端末の整備が図られてきたところですが、高等学校については今後の課題となっております。

このような中で、国では、新型コロナウイルスの感染拡大に対応することも念頭に置いて、デジタル社会にふさわしい対面指導と、オンライン・遠隔教育のハイブリットによる新たな学びの実現を図るため、緊急時の家庭でのオンライン学習環境の整備や、低所得世帯の高校生などを対象とした情報端末の整備などに向けた経費を補正予算で措置しており、道では、こうした国の予算措置を受けて、これらの機器を低所得世帯等向けに無償貸与できるよう、必要な予算を提案していますが、一方で、機器の耐用年数は数年であり、いずれ更新も必要になります。

道教委は、高等学校における1人1台端末の整備に計画的に取り組む必要があると考えますが、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）清水議員の質問にお答えをいたします。

最初に、ワクチンの接種に関し、まず、医療従事者等への接種についてであります。道内の医療従事者等の優先接種対象者は、国から示された算定方法では約16万人と推計されておりましたが、医療施設等への調査では、対象範囲が拡大されたこともありまして、接種希望者は、2月22日時点で、病院、診療所が約14万人、薬局が約1万2000人、救急隊員など患者搬送を行う者が約9000人、自治体職員等が約2000人となっております。現在集計中であることから、最終的には増加をすることが見込まれているところでございます。

また、医療従事者等の優先接種場所は、2月22日現在、基本型接種施設となる医療機関は52施設、連携型接種施設となる医療機関は1100施設を確保し、ワクチン移送体制の検討など、接種に向けた準備を進めているところであります。

道では、優先接種の実施に当たり、接種場所となる医療機関や医療従事者の診療業務等に影響が生じることがないように、その接種体制を整えることが重要と考えていることから、現在、医療機関はもとより、医療関係団体や市町村の皆様などとも連携しながら、鋭意、接種体制の整備を進めているところでございます。

次に、基本型接種施設等についてであります。道では、地域の医療機関の皆様の御理解と御協力のもと、基本型接種施設を医療従事者などの優先接種に合わせて、2次医療圏に1か所以上の配置となるよう確保しているところであります。

国によると、高齢者の方々への接種の開始は、これまで、早くとも4月1日以降になる見込みとされていた中、昨日、4月12日から接種を開始できるよう、各都道府県に数量を限定してワクチンの配分を行うとの連絡があったところでございます。

今後、実施主体の市町村において、高齢者の方々や一般住民の皆様への接種向けに、国から順次供給されるディープフリーザーの設置状況も勘案しながら、地域の医師会や医療機関と協議を

行い、地域の実情に応じて、その確保が進められるものと考えているところであります。

また、広域分散型の地域事情にある本道においては、基本型接種施設からサテライト型接種施設へのワクチンの移送体制の整備は、効率的な接種のみならず、ワクチンの品質確保の観点からも重要であると認識をしております。

道といたしましても、市町村に対し、医療従事者の先行接種等で得られたノウハウや他の自治体の取組を紹介するなどしながら、市町村からの相談にも丁寧に対応するなどして、地域での接種が円滑かつ効果的に進められるよう、その支援に努めてまいります。

次に、生活に困窮される方々への支援についてであります。生活福祉資金の特例貸付制度は、生活に困窮される方々の暮らしを支えるセーフティーネットの一つとして、極めて重要な役割を担っているものと認識しております。

道では、新型コロナウイルス感染症の終息がいまだ見通せない中、今後も、円滑できめ細やかな相談支援や、貸付け状況等の適切な把握に努めますとともに、国の動向も見極めながら、さらなる期間の延長等について働きかけをしてまいる考えであります。

また、生活に困窮される方々の実情に即したさらなる支援の充実が求められていることから、今後、新たに自立相談支援機関へアウトリーチ支援員を配置し、訪問支援体制を強化いたしますとともに、職場体験等を通じた就労の準備支援を行うなど、市町村をはじめ、関係機関の皆様と緊密に連携を図りながら、地域における暮らしを支えるセーフティーネットのさらなる構築に向け、取り組んでまいります。

次に、営業時間の短縮に係る協力支援金についてであります。道では、道内の人口の3分の1を占め、他地域との往来が多い札幌市内での感染を徹底的に抑え、全道への再拡大を防止するため、薄野地区以外の飲食店からも集団感染が発生しているとの市の分析を踏まえ、札幌市と協議をし、有識者の方々からの御意見もいただいた上で、苦しい判断ではありましたが、2月16日から2月末まで、市内全域の飲食店等に営業時間の短縮の要請を行ったところであります。

また、協力支援金の地元負担分については、これまでは、市から道への協力依頼に基づき、道と市が同額の割合で負担をしてまいりましたが、臨時交付金の協力要請推進枠を活用する都道府県に対して、国からの交付金の割増し配分がなされたことなどを勘案し、地元分について道が全額負担するとともに、支援金の支給事務は市が行うこととしております。

次に、中小・小規模企業の皆様の資金繰り支援についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、道内の中小・小規模企業の皆様にあっては、円滑な資金繰りが喫緊の課題であると認識をしております。

道としては、金融支援を強化するため、昨年5月に創設した無利子資金の融資限度額を8000万円まで引き上げますとともに、融資実行を5月末まで延長することとし、これに伴う予算を提案させていただきました。

また、影響の長期化に伴う売上げの低迷などによりまして、事業者の方々の資本が減少し、今後の事業活動に支障が生じることも懸念されますことから、道の融資制度の活用に加えまして、

政府系金融機関が実施している、融資期間が長期で、資本とみなすことのできる資本金劣後ローンと協調し、幅広く中小企業の皆様が利用できる制度を新たに創設するなど、関係機関の方々とも一層連携しながら、事業活動の維持継続に向け、円滑な資金供給が図られるよう取り組んでまいります。

最後に、どうみん割などの事業再開に向けた対応についてであります。道内の観光や交通事業者の皆様は、新型コロナウイルス感染症の長期化によりまして、経営に甚大な影響を受けている中で、道としては、まずは、現在の集中対策期間内に徹底して感染を抑え込み、その後に感染拡大防止と需要喚起など、社会経済活動の両立を図っていくことが必要であると認識しています。

このため、どうみん割の再開についても、集中対策期間終了後に、同居者限定とするなど、さらなる感染防止対策に取り組むことを前提にするなど、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、交通事業者利用促進支援事業の再開については、公共交通が国民生活や経済活動を支えるインフラとして、様々な活動自粛の中でも安定した輸送サービスを求められている状況も考慮しながら、感染状況等を見極めつつ、検討していく考えであります。

いずれにいたしましても、事業再開に当たっては、利用者や事業者の皆様の混乱を招くことのないよう、計画性を持って対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）清水議員の御質問にお答えいたします。

道立高校における1人1台端末環境についてであります。GIGAスクール構想により、小中学校におきましては、1人1台端末環境が実現をし、令和3年度から、ICTを活用した新たな学びがスタートいたします。

こうした中、高等学校におきましては、令和4年度から、新学習指導要領が年次進行で始まりますことから、これに併せて1人1台端末を用意する必要があるとございます。

道教委といたしましては、ICTを活用した学習では、学校や自宅など様々な場面で端末を使用できる環境が効果的でありますこと、高校教育では、教科書や電子辞書等の教材の経費は、これまでも私費負担としていること、国の財政支援が低所得者世帯に限定されていることなどを踏まえるとともに、他都府県の整備方法等も参考とし、経済的な事情により端末の所有が困難な生徒への配慮を講じた上で、生徒が個人所有の端末を学校に持ち込む方法により、1人1台端末を進めていくこととしております。

また、機器の更新やICT教育の進展に応じ、必要な負担などにつきましては、高速・大容量通信インフラの整備や、クラウドサービスの充実、双方向コミュニケーション機能を生かした業務の効率化などの動きを踏まえるとともに、国に適切な財政措置を提案、要望してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 清水拓也君の質疑は終了いたしました。

中川浩利君。

○34番中川浩利君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、民主・道民連合議員会を代表して、補正予算について伺います。

まず初めに、国の補正予算に対する知事の評価について伺います。

今回提案された道の補正予算案は、国の、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策に基づく3次補正予算を受けて編成されたものですが、国の補正予算は、感染拡大防止対策よりも経済対策を重視するあまり、従来型の公共事業や需要喚起策が中心で、現下の感染動向に十分に対応できていないとの評価もあります。

そこで、知事は、現下の感染状況を踏まえ、国の補正予算をどのように評価しているのか、伺います。

次に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について伺います。

令和2年度までの国土強靱化3か年対策の後継として、新たな5か年対策が講じられ、初年度である令和3年度は、今般の補正予算により措置をされました。

知事も対策の継続を求めてきたところではありますが、国土強靱化に名を借りた巨額の公共投資は、道債残高や実質公債費比率の上昇をもたらし、ひいては将来的な政策選択の幅を狭めてしまう懸念があります。

そこで、今回の補正予算には、5か年対策の初年度として、必要かつ十分な事業量が確保されたと考えているのか、伺うとともに、強靱化のために真に必要な事業が採択されていると考えているのか、お伺いいたします。

次に、農業関連予算について伺います。

今回の補正予算には、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業などが盛り込まれております。

こうした事業の実施に当たっては、生産性や輸出競争力の向上といった視点だけでなく、小規模農家や家族経営の農家をどのように守り、次の世代に北海道農業をどう引き継いでいくのかという視点も重要と考えますが、小規模農家に対する知事の認識を伺うとともに、今回の補正予算に盛り込まれた農業関連施策の執行に当たって、小規模農家にどう対応していく考えなのか、伺います。

次に、観光関連事業者支援事業費について伺います。

この事業は、国の「Go To トラベル事業」のキャンセル料を道独自で上乗せして支援するものでありますが、本来、キャンセル料は、停止期間にかかわらず、国の責任で公平に補填するものと考えますが、知事の認識を伺います。

また、観光関連事業者以外の事業者、例えば、宿泊施設に食品類を納入している業者、リネンサプライ事業者や施設の清掃業者などは、影響を被っているにもかかわらず、この事業による直接の支援対象とはならず、不公平だとの声もあります。こうした事業者への支援にどう取り組む

のか、伺います。

次に、観光誘客道民割引事業について伺います。

この事業は、国の緊急事態宣言を踏まえ、全道一斉停止期間を延長しているものと承知していますが、期間延長も見据え、補正予算で繰越明許費が設定されております。

そこで、どうみん割の販売再開の判断は、どのような要素を勘案して行うのか、伺います。

また、再開に当たっては、再度の感染拡大を招かないよう、北海道らしい「新しい旅のスタイル」を推奨するなどの取組が必要と考えますが、どう取り組むのか、伺います。

次に、交通事業者利用促進事業費について伺います。

この事業についても、期間延長を見据え、補正予算で繰越明許費が設定されています。

これまでの販売実績には事業者間でばらつきがありますが、今後どのように販売を進めていく考えなのか、伺います。

また、この事業は、「新北海道スタイル」に取り組む交通事業者を対象としていますが、ポストコロナにおいて、世界一安全、安心で、清潔な公共交通といったレガシーが残せるよう、道として事業者の取組を後押ししていくべきと考えますが、どのように取り組むのか、伺います。

次に、感染症対応資金について伺います。

実質無利子、保証料なしの融資制度を5月まで延長するために必要な繰越明許費が設定されていますが、この制度が終了した後は、道内の中小企業の資金需要にどのように対応していく考えなのか、伺います。

また、今後、損失補償金が多額となることが懸念されますが、利子補給や保証料とは異なり、損失補償金には国の財源手当がないものと承知します。

国の制度が地方自治体の融資制度の活用を前提としたものである以上、国の責任において損失補償の財源を確保するよう求めるべきと考えますが、どう取り組むのか、伺います。

次に、ワクチン接種体制確保事業について伺います。

都道府県は、接種の実施主体である市町村を広域的な視点から支援する役割がありますが、医療資源が乏しく、人口低密度地域が多い本道では、国が想定していない様々な課題が生じることが想定をされます。

ワクチンの接種体制の整備は、道庁の組織力を総動員して取り組むべき最重要課題と考えますが、どう取り組むのか、知事の決意を伺うとともに、道内の市町村の支援にどう取り組むのか、伺います。

次に、特定不妊治療費助成事業について伺います。

令和3年から、助成回数の増加や所得制限の撤廃、事実婚の対象化などの拡充が図られましたが、国の制度拡充に併せ、道単独の上乗せ事業は廃止となっています。

不妊治療には、経済的負担はもとより、治療に対する社会や職場の理解促進、休暇制度の拡充など、精神的・身体的負担の軽減も大きな課題となっています。

そこで、今回の国の拡充措置に対する評価を伺うとともに、道として、経済的負担のみなら

ず、幅広い課題の解決に積極的に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

次に、生活福祉資金貸付事業費補助金について伺います。

特例貸付について、期限の延長と貸付額の増加が図られましたが、償還免除の対象拡大や低所得者に対する追加的な貸付けを求める声もあります。

知事は、今回の生活福祉資金の拡充で、生活困窮者対策が十分と考えているのか、伺うとともに、貸付期間の延長など、生活困窮者対策の充実を国に求める考えはないのか、伺います。

最後に、高等学校設備整備費について伺います。

職業高校において、最先端の職業教育を行うスマート専門学校を実現していくに当たっては、単なる既存施設の置き換えにとどまることなく、本道の地域特性や産業構造を踏まえ、Society 5.0時代、ポストコロナ社会も見据えながら、地域産業を支える職業人材をどう育成するかといった戦略的な視点が必要と考えますが、どう取り組むのか、教育長の見解を伺い、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）中川議員の質問にお答えいたします。

最初に、国の補正予算についてであります。国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策や、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現、防災、減災、国土強靱化の推進を三つの柱として、このたびの補正予算を編成したところでございます。

今回の補正予算では、これまで、道が市町村や関係団体の皆様と一体となって提案、要望してまいりました「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」以降の必要な予算の確保などが盛り込まれていることに加えまして、検査体制や医療提供体制などを充実させるための新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、自治体が地域の実情に応じた対策を行うための地方創生臨時交付金、さらには、雇用調整助成金の特例措置など、感染拡大防止と感染状況を踏まえた経済・雇用対策として道が求めてきた事項が反映されたものと受け止めておりまして、道としては、こうした国の予算を最大限に活用し、必要な施策を着実に実施してまいる考えであります。

次に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」についてであります。今回の国の補正予算では、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策に加えまして、新たに対象となりました予防保全型のメンテナンスに向けた老朽化対策などを柱とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度として、今年度までの3か年緊急対策の平均を上回る規模となる約3.1兆円が措置されたところでございます。

道としても、この予算を最大限活用しながら、河道掘削等の治水対策などに加え、災害から速やかに復旧、復興するための道路ネットワークの機能強化対策や、重大事故の発生を防ぐ橋梁やトンネル等の老朽化対策など、必要性や緊急性の高い対策を加速してまいる考えであります。

次に、小規模農家の皆様への対応についてであります。本道の農業、農村が今後とも持続的な発展をしていくためには、農業経営体の大半を占める家族経営など多様な担い手の方々が、経営の規模や形態にかかわらず、個性を発揮して、食料の安定供給や地域社会を支えていくことが

重要であると認識しています。

このたびの補正予算案においては、規模の大小にかかわらず、経営改善などに取り組む担い手の方々に対し、機械、施設の整備等を支援する産地生産基盤パワーアップ事業や畜産クラスター事業のほか、農地の生産性を高める農業農村整備事業などを計上しているところでございます。

私としては、引き続きこうした施策を効果的に活用しながら、小規模農家の皆様をはじめ、多様な担い手の方々将来に希望を持ち、安心して次の世代に経営を引き継いでいくことができる力強い農業、農村の確立に取り組んでまいります。

次に、「Go To トラベル事業」などについてであります。国は、昨年11月下旬、札幌市発着の旅行の一時停止等を決定し、キャンセル料見合いの35%相当額を支援することといたしました。が、突然の停止で、直前のキャンセルが多数発生した中で、国の支援額では人件費や食材費等のコストが十分賄われないことなどから、道では、国に対し、対象施設のみならず、関連産業の方々への支援についても繰り返し要望をしてきたところでございます。

しかしながら、国では支援の上乗せは行わないということから、道としては、全国に先行して、除外された期間に限定し、厳しい経営環境に置かれている宿泊事業者等の皆様に独自の支援を行うことといたしました。

また、道としては、宿泊事業者等の皆様への支援に加えまして、外出自粛などに伴い、厳しい経営状況にある全道の幅広い事業者の方々に対する支援についても、本定例会に提案をさせていただいたところでございます。

次に、どうみん割についてであります。新型コロナウイルス感染症の長期化で、観光関連事業者の皆様の経営が甚大な影響を受けている中、道としては、まずは、現在の集中対策期間内に徹底して感染を抑え込み、その後に感染拡大防止と需要喚起策など、社会経済活動の両立を図っていく必要があると認識しています。

このため、どうみん割の再開については、本道の感染状況や医療提供体制の負荷の状況などを十分勘案した上で判断していく考えであります。

再開に当たっても、「新しい旅のエチケット」の遵守はもちろん、さらなる感染防止対策への取組を前提にするなど、利用者や事業者の混乱を招くことのないよう、慎重に検討し、計画性を持って対応してまいりたい考えであります。

次に、交通事業者利用促進支援事業の取扱いなどについてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を目指して、昨年7月以降、各交通事業者の皆様が、順次、割引乗車券等の販売を行ってきたところであります。道内の感染が拡大している状況を踏まえて、昨年の12月から、新規の商品販売を休止しているところであります。

今後、集中対策期間の設定状況や感染者数の推移等を見極めつつ、販売再開の時期を慎重に判断していく考えであります。

道としては、公共交通が国民生活や経済活動を支えるインフラとして、「新北海道スタイル」

の実践による徹底した感染防止に取り組みながら、コロナ禍においても、日常的に安全、安心に利用できる環境を整えていることを引き続き周知しながら、交通需要の回復に努めてまいります。

次に、中小・小規模企業の皆様の資金繰り支援についてであります。昨年5月に創設した無利子資金については、本年1月末現在の融資実績が約5万件、9600億円と、幅広く事業者の方々に利用されてきておりますが、今後、感染症の影響の長期化に伴う売上げの低迷などにより、各事業者の方々の経営基盤の維持や強化が必要であると認識をしています。

このため、道としては、企業の経営状況に応じた道の各種融資制度の積極的な活用促進を図りますとともに、政府系金融機関が実施している資本金劣後ローンと協調した制度を新たに創設するなど、関係機関の皆様とも一層連携しながら、引き続き、円滑な資金供給が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後、感染症の影響がさらに長期化すれば、貸し倒れリスクが高まり、信用保証協会に対する損失補償金の増加が懸念されますことから、道といたしましては、全国知事会や他都府県とも連携しながら、引き続き、国に対し、財政支援について強く要望してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保に当たっては、地域ごとに様々な課題がある中、希望される方々が、身近な地域で円滑かつ確実にワクチンの接種を受けることができる体制をしっかりと整えていくことが重要であると認識しています。

こうした中、道では、本年1月1日付で、全庁的な組織である対策本部指揮室に、ワクチン接種に係る業務を専掌するワクチン等予防対策班を設置したところでありまして、広域分散型で小規模自治体が多く、離島などの遠隔地もある本道において、地域の実情に即した円滑かつ効果的な接種体制が整えられるよう、地域の医療機関はもとより、医師会など医療関係団体や市町村の皆様との情報共有をさらに緊密に行うなどしながら、全庁が一丸となって、地域における接種体制の整備を進めてまいります。

次に、国の特定不妊治療費助成事業についてであります。今般の制度拡充によって、さらに多くの、子どもに恵まれない方々が治療に取り組むことが期待されておりますことから、今後は、経済面だけでなく、周囲の方々の理解の促進や、心の悩みに寄り添った相談対応、仕事と治療の両立に向けた支援など、安心して治療に臨んでいただくための環境整備をさらに進めていくことが必要であると認識しています。

このため、道としては、ホームページなどを活用して、広く道民の皆様に対して治療に関する正しい知識の普及や啓発に努めますほか、道が設置した不妊専門相談センターや道立保健所において、きめ細かに相談対応を行いますとともに、北海道労働局などと連携のもと、企業の皆様に対し、研修会やセミナーを通じて、不妊治療の理解促進や相談しやすい職場体制について働きかけるなど、仕事を持っていても安心して治療を受けることができる環境づくりを進めていくことに加え、さらなる経済的負担の軽減に向けて、令和4年度からの保険適用が着実に実施されるよ

う、国に要望してまいります。

最後に、生活に困窮される方々への支援についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない中、引き続き、生活、就労、健康など複合的な問題を抱え、生活に困窮される方々お一人お一人の事情に寄り添った相談支援の充実を図ることが重要であると考えております。

こうした中、生活福祉資金の特例貸付制度は、生活に困窮される方々の暮らしを支えるセーフティネットとして大きな役割を担っているため、道としては、今後とも、円滑できめ細かな相談支援や貸付け状況等の適切な把握に努めますとともに、国の動向も見極めつつ、さらなる期間の延長等について働きかけるなど、市町村や関係機関の皆様とも緊密な連携を図りながら、生活に困窮される方々への支援の充実に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）中川議員の御質問にお答えいたします。

地域産業を支える職業人材の育成についてであります。技術革新やグローバル化の進展など、社会が急激に変化する中、地域の持続的な成長を支えていくためには、産学官が一体となり、地域の活性化と産業の発展を担う人材を育成していくことが必要であります。

このため、道教委では、全道各地の専門高校において、産業界から高校への人材の派遣を通じて、最先端技術の理解を深める職業人材を育成するシステムの構築などに取り組んでおります。

今後は、ウイズコロナ、ポストコロナや、デジタル社会の急速な進展にも対応することができるよう、最先端のデジタル化に対応した産業教育装置を整備するスマート専門高校の実現を目指すこととしており、こうした先端技術を取り入れた職業教育の一層の充実を図りながら、地域の産業界を牽引する職業人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 中川浩利君の質疑は終了いたしました。

赤根広介君。

○65番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、新型コロナウイルス感染症の克服に資するよう、以下、お伺いをしてまいります。

初めに、事業者支援についてでございます。

このたびの補正予算には、道単独の新型コロナウイルス感染症対策として、観光関連事業者への支援金などの予算が提案をされております。

道は、昨年10月28日、新型コロナウイルス感染症に関する道の警戒ステージを2に引き上げるとともに、11月10日までの2週間を集中対策期間と設定いたしました。期間終了の2週間を待つことなく、11月7日には新たな集中対策期間を設け、この間、実に計5度の延長を繰り返し、3月7日までを集中対策期間としております。

現状、4か月以上に及ぶこととなるこの対策、これ自体を集中対策と呼べるかは疑問ではあり

ますが、医療・介護従事者の皆さんをはじめとした、道民の総力を挙げた懸命の努力により、新規感染者数や医療体制の負荷は確実に減少をしているところでございます。

この間、対策に協力した事業者に対しては、十分とは言えないまでも、協力金という形で事業者支援を行ってまいりましたが、道の集中対策に加え、国の緊急事態宣言の発出や「Go To トラベル」の停止などの影響を受け、全道各地のあらゆる事業者が大変な苦境にあり、迅速な支援を求めていることは、知事への重点要望の際にも申し上げたところでございます。

こうしたことから、先ほど提案されました新年度予算案では、知事は、これまで行ってこなかった事業者への一時金の支給を決断されました。

さきの予算発表の記者会見では、知事査定を終えてから、追加でこの支援金支給を知事自らが御提案されたという背景を述べられていたことから、事業者の厳しい状況に対する知事の危機意識を感じるところであり、この英断には、心から心から感謝を申し上げるところでございます。

しかしながら、この支援金について、当初予算の提案では、支給開始はどんなに早くても4月末になってしまうのではないかと推測をいたします。

知事は、昨年の第2回定例会で、議会に先議を要請する必要性について、時期を逸することなく速やかに進めるためとお答えになっておりますが、事業者の置かれた状況を踏まえれば、この支援金こそ先議に該当するものであります。

今月も残すところ数日となりましたが、今月中にも明らかになるとしている国の支援制度が確定次第、直ちに道として支給作業に取りかかれるよう、制度設計を固め、一日も早い支給を実現すべきと考えますが、事業者支援に対する知事の所見を伺います。

次に、ワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルスワクチンの医療従事者への先行接種が、2月19日より、道内の7施設で始まりました。

知事も、同日の記者会見で、ワクチン接種開始について、感染対策の決め手になると述べられ、高齢者らへの接種に向けた準備を進め、SNSを活用した情報発信にも取り組む方針を示しております。

一方、接種の調整役を担う河野行政改革担当大臣は、ワクチン接種をする医療従事者について、推計の370万人から、100万人ぐらい増える状況だと述べ、これまで、医療従事者への2回目の接種を終えた後に進めるとしてきた65歳以上の高齢者接種に関して、医療従事者の約470万人に対する2回目の接種と並行し、4月12日に開始する方針と説明しており、1瓶当たり6回の接種とすれば、北海道には、4月5日の週には2箱、390瓶、2340回分が、また、12日の週には10箱、1950瓶、1万1700回分が配分をされ、19日の週も同数が配分される予定であります。当面は、限られたワクチンをいかに効率的に接種できるかが重要となります。

そこで、道内のワクチン接種の対象者数とスケジュールがどのようになっているのか、伺います。

また、道内で接種が開始をされてから今日で1週間が経過いたしますが、副反応を含めた接種の状況についてお伺いいたします。

4月中に高齢者への接種が開始されることを踏まえますと、安心して円滑に接種をしていただくためには、普及啓発など、丁寧な情報発信が不可欠であります。予算案では、広報啓発分の5500万円余りは、全額、令和3年度への繰り越しとなっております。その理由を伺います。

また、広報啓発はどのような内容で、丁寧な情報発信にどのように取り組むのか、併せて伺います。

ワクチン接種は、国を挙げての壮大なプロジェクトとも言われておりますが、実施主体となる市町村では、人員確保などを不安視する意見が多いようであります。

接種の開始に先立ち、知事は、医療関係団体との意見交換を行っておりますが、その際、どのような意見が出され、円滑な接種体制の構築について課題をどのように認識しているのか、伺います。

また、地域の医療従事者からは、医療機関での接種はもとより、公共施設や高齢者施設など、様々なケースにおいて副反応が出た際の対応などを想定したシミュレーションや事例の蓄積、そして共有などを求める意見を聞くところでありまして、私もその必要性を感じるところであります。どのように対応するのか、所見を伺います。

ワクチン接種の実施主体となる市町村では、ワクチンの在庫や接種記録の管理など、多くの作業を担うこととなりますが、接種からデータ化までには2か月から3か月を要するため、例えば、2回目までに約3週間の間隔を開けなければいけないファイザー製のワクチンでは、接種を受ける人が途中で引っ越ししたり、接種券を紛失したりする場合の確認に手間取ることが懸念されます。

このため、国は、個人情報を一元管理する新システム導入により、スムーズに接種記録を確認できるようにするとして、3月中旬にも自治体で実際の画面で入力作業を体験できるようにするとしております。

一方、全国市長会会長は、昨日、この新システムについて、多くの自治体から事務負担の増加を懸念する声が上がっているとして、ワクチン接種への影響が出ないように求めるコメントを出しております。

市町村の体制整備にどのように取り組むのか、伺います。

65歳以上の高齢者を対象とした集団接種について、医師などの確保が難しい小規模自治体では、単独での会場運営やワクチン管理が難しいことから、複数の自治体による共同接種の計画が全国的に広がりを見せております。

道内でも、余市町と周辺の4町村が共同で、かかりつけ医が診療の合間に対応する個別接種の体制を整えようとする事や、後志管内の7町村が、製薬開発支援大手のシミックホールディングスとワクチン接種に関する包括連携協定を締結し、同社が医療品開発の治験支援などで培った専門知識を生かし、円滑な接種の実施を目指すと報じられておりますが、道内での共同接種の取

組はどのようになっているのか、伺います。

また、こうした地域での円滑な接種体制の構築に向け、道としてどのように取り組むのか、併せて伺います。

国は、離島においては、優先対象の高齢者と同時に、全島民に接種できるとする方針を示しております。

離島を多く抱える本道においても、貴重なワクチンを効率的かつ迅速に接種するために有効と考えますが、所見を伺います。

次に、観光誘客促進道民割引事業について、いわゆるどうみん割事業につきましては、国の緊急事態宣言の発出や「G o T o トラベル」の停止などを受けて、執行を留保しており、30億円余りを繰り越すとしております。

国では、「G o T o トラベル」の再開について、各都道府県の感染状況がステージ2程度となることを条件とし、1人1泊2万円の補助上限を1万円に見直し、さらに段階的に引き下げることや、実施期間を秋から年末まで延長する案が出ているとも報じられており、今後、緊急事態宣言の全面解除を見据え、早ければ月内にも、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会で議論する見通しと言われております。

どうみん割の事業再開についての道の考え方を、あらかじめ地域や事業者、そして道民に分かりやすく示すべきと考えますが、考え方を含めて所見を伺います。

また、どうみん割は、「G o T o トラベル」との併用は認めておりませんでした。再開後は、「G o T o トラベル」や市町村の独自の誘客促進策との関係をどのように考えているのか、併せて伺います。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについてであります。

ホストタウンなどにおける新型コロナウイルス感染症対策のための基金設置案が提案をされております。

道内では、16の自治体がホストタウンに登録され、交流事業の実施に向けて準備が進められているものと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、市町村がホストタウンの取組を行う意義をどのように考えているのか。

また、海外選手が訪れる市町村において、選手や住民の感染防止対策に道はどのように取り組み、安全な大会の開催につなげていくのか、所見を伺います。

最後に、学校における感染症対策についてであります。

道立学校の感染症対策として、学校教育活動継続支援事業費を計上し、新たに、消毒作業委託経費と、感染症対策やICTに係る教員研修費が盛り込まれております。

学校現場における消毒作業は教職員の重たい負担となっており、長期間にわたる学校休業による学びの遅れを取り戻すために、本来やるべき授業の準備や研究、そして、子どもたちの心のケアに充てる時間が減ったとの声も聞こえております。教育現場のさらなる疲弊が懸念をされるところであります。

補正予算では、全ての道立学校で消毒作業を委託できるだけの予算が確保されているのか、また、地域によっては委託先が見つからないことも懸念をされますが、どのように対処されるのか、伺います。

国の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインにおきましては、児童生徒及び教職員の感染が判明した場合、または、児童生徒及び教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、衛生主管部局と連携し、感染者の行動歴の把握や濃厚接触者の特定のための調査に協力するとしておりますが、学校でPCR検査等の検査業務を行う際の対応に関しては、特に記されておられません。

しかしながら、道内でも、学校でのクラスター発生は既に幾つか公表されており、教職員が学校敷地内でのPCR検査の実施に当たり、感染リスクのおそれが懸念される検体採取容器の受け渡し業務や検査結果の報告を担っているケースもあります。

学校での検査は、本来的には想定をされていないものと考えますが、大規模な検査を迅速に行うためには、私は、有効な検査方法ではないかと考えるわけであります。

一刻も早く検査を行い、生徒と学校の安全、安心を守りたいという教職員の貴い思いに、こうした検査は支えられているというふうを考えるわけであります。そして、まさに称賛されるべきだというふうにも感じるわけであります。

こうした事例はこれまでどの程度あり、教職員が検査業務に当たる際にはどのような行政手続を経て実施されているのか、伺います。

道の一般職におきましては、感染リスクが高い業務を行う場合、防疫救治作業手当の支給対象となりますが、教職員はその対象となっていないと承知をしております。

感染リスクが懸念されるPCR検査等に携わった教職員に対しても同様に、せめて何らかの手当が支給されるべきと考えるわけでありますが、どのようになっているのか、伺います。

また、検査結果の保護者等への連絡は、一刻も早く、その結果をお知らせするために、土日、祝日を問わず、深夜にまで及ぶこともありますが、こうした業務に対する勤務上の扱いや手当等はどのように対応しているのか、併せて伺います。

以上で私の質疑を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の質問にお答えをいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症に関する事業者の皆様への支援についてであります。本道では、昨年秋以降の感染症の再拡大に伴い、時短営業や、往来・外出自粛などの対策を講じておきまして、飲食店ばかりではなく、全道の関連事業者の皆様に経済的な影響が及んでいるものと認識をしております。

このような中、国が示した一時金は、緊急事態宣言が発令された地域とされなかった地域で格差があることから、国に対して、本道にも十分な支援が及ぶよう強く要請する一方、道としても、厳しい財政状況ではあるものの、道議会からの御意見も踏まえ、時短等の影響を受けている

事業者の皆様に対する支援金制度を新たに創設したところでございます。

売上げ減少に対する国の支援金については、これまで、不正受給が大きな問題となり、現在、国では新たな制度の検討を進めていることから、道としても、丁寧な制度設計や周知が必要なことを考慮の上、当初予算で御審議いただくこととしたものであります。

道としては、感染症の影響で厳しい経営環境にある事業者の皆様には、できるだけ早く、このたびの支援金をお届けできるよう、これまでの道の支援金支給のノウハウを生かしながら取組を進めてまいります。

次に、ワクチン接種に関し、まず、対象者数などについてであります。国によると、ワクチンの接種は、2月17日から実施している医療従事者への先行接種の後、医療従事者等への優先接種、次に高齢者の方、基礎疾患のある方などの順で接種を行い、高齢者の方への接種開始は、これまで、早くても4月1日以降になる見込みとされていた中、昨日、4月12日から接種を開始できるよう、各都道府県に数量を限定して配分を行うとの連絡があったところでございます。

接種の対象者数は、国から示された算定方法によると、医療従事者等が約16万人、基礎疾患を有する方が約33万人、高齢者施設等の従事者が約8万人と推計され、65歳以上の高齢者の方は、住民基本台帳から約166万人となっているところであります。このうち、医療従事者等の優先接種希望者は、2月22日時点で約16万3000人となっておりまして、現在集計中であることから、最終的には増加をすることが見込まれているところであります。

なお、国によると、医療従事者等への先行接種は、2月24日現在、全国で約1万8000人に行われまして、そのうち、接種後の副反応が疑われる事例は3件というふうに聞いておりますが、都道府県別の公表はなされていないというところでございます。

次に、ワクチン接種に係る広報についてであります。道では、ワクチン接種を希望する全ての道民の皆様が安心して受けられるよう、その有効性や安全性、接種開始時期などを広くお知らせしていくことが重要と考えているものの、国からは、ワクチンに関する十分な情報の提供がなされていない状況にあるところでございます。

こうした中、今般の広報啓発の予算編成に当たっては、年度内に国から広報啓発を行うに足る十分な情報提供があった場合には今年度から執行するとともに、次年度に繰り越して執行できるよう対応したところでございます。

今後、市町村において、高齢者の皆様などをはじめ、幅広い方々に対するワクチン接種の開始が予定されていることから、道としては、引き続き、国からの積極的な情報収集に努めますとともに、市町村や医療機関などとも緊密な連携を図りながら、テレビやラジオ、新聞、SNS等の様々な広報媒体を活用し、丁寧に情報発信を行ってまいります。

次に、ワクチンの接種体制についてであります。接種体制の確保に当たっては、医療機関や医療従事者の皆様の協力が不可欠でありますことから、先日、医師会など医療関係団体の方々と、ワクチン接種に関する意見交換を行ったところであります。

出席された皆様からは、円滑なワクチンの接種が行えるよう、おのおの立場から協力をする

との心強い御発言があった一方、国からのワクチンに関する情報不足や、現場の判断による柔軟な運用などの御意見をいただいたところでもあります。

道としては、広域分散型の本道において、地域の実情に即した円滑かつ効果的な接種体制の構築が重要であると考えておりまして、知事会を通じて、接種に関する柔軟な運用について国に要望いたしますとともに、地域の医療機関はもとより、医師会など医療関係団体や市町村等との情報共有をさらに緊密に行うなどしながら、医療従事者の先行接種等で得られたノウハウや副反応など必要な情報も提供しつつ、地域における接種体制の整備を進めてまいります。

次に、ワクチン接種記録システムについてであります。市町村では、従来から住民の方々の予防接種の接種状況を管理するシステムをそれぞれ整備し、運用してきているところですが、自治体ごとに異なる既存システムでは、データ処理に時間を要しまして、ワクチンを複数回接種するタイミングや、転居などに関する住民の方々からのお問合せへの対応が困難でありますことから、国では、新たにワクチン接種記録システムの開発を進めており、今後、市町村に対し、本システムの導入に向けた調査等が行われるものというふうに聞いています。

道では、市町村において入力の手間など過度な負担が生じないように、全国知事会を通じて国に要請、要望するとともに、今後の国の動向も注視しながら、必要な情報を提供するなどし、市町村におけるワクチン接種の体制整備が図られるよう、必要な支援に努めてまいります。

次に、市町村におけるワクチン接種についてであります。道内において市町村がワクチン接種を行うに当たっては、複数の自治体が連携をし、民間のノウハウを活用するなど、様々な方法について検討しているということを知っています。

道としては、広域分散型で小規模自治体が多い本道では、このように複数の市町村が連携して実施することは、効率的な接種の観点から有効であるというふうに考えております。

今後、こうした自治体の好事例等を他の市町村へ紹介いたしますとともに、市町村からの相談等にも丁寧に対応するなどして、広域調整の役割を果たしつつ、地域での接種が円滑かつ効果的に進められるよう、その支援に努めてまいります。

次に、離島におけるワクチン接種についてですが、国では、優先接種の対象である高齢者の人口がおおむね500人程度未満の離島などで、接種を希望する高齢者の方の数を上回るワクチンが供給される場合には、接種順位にかかわらず、対象者以外にも接種を行うこととして差し支えないとしているところでありまして、道としても、円滑かつ効率的な接種を行う上で有効な対応であると考えているところでございます。

次に、どうみん割の再開に向けた対応についてですが、道内の観光関連事業者の皆様は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、経営に甚大な影響を受けております。

道としては、まず、現在の集中対策期間内に徹底して感染を抑え込み、その後に感染の拡大防止と需要喚起など、社会経済活動の両立を図っていくことが必要であると認識しています。

このため、どうみん割についても、集中対策期間終了後に、同居者限定とするなど、さらなる感染防止対策に取り組むことを前提に再開を検討するなど、慎重な対応が必要であると考えてお

ります。

今後とも、事業者の皆様の御要望や国の動向等を注視しつつ、利用者や事業者の方々の混乱を招くことのないよう、計画性を持って検討を行っていく考えであります。

最後に、東京オリンピックについてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ホストタウンの人々による温かいおもてなしは、住民の方々と選手とが身近に接する貴重な機会となります。地域の国際交流やスポーツ振興はもとより、共生社会の実現にもつながるものと考えています。

道では、ホストタウン等において作成される感染症対策のマニュアルに基づく取組に向けて、地域の保健・医療機関と市町村との連携体制を整えていきますとともに、国の交付金を財源とした基金を活用し、財政面からも支援することとしております。

道としては、ホストタウンでの取組も踏まえ、大会組織委員会や札幌市をはじめ、関係機関の皆様と連携し、アスリートや観客、道民の皆様など、全ての方々の安全、安心を最優先に、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、マラソン・競歩・サッカー競技の安全で確実な実施に向けて取り組み、大会の成功に貢献してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）赤根議員の御質問にお答えいたします。

学校における感染症対策に関しまして、初めに、学校の消毒作業についてであります。このたびの補正予算におきましては、国の補助金や臨時交付金を活用し、道立学校の校長の判断で感染症対策が迅速に講じられるよう、保健衛生用品の整備、児童生徒等や教職員に感染者が発生した場合の消毒作業等に必要な経費を計上したところでございます。

消毒作業につきましては、国の衛生管理マニュアルでは、感染者が発生した場合におきましても、必ずしも専門業者への委託を想定しておりませんが、感染者の広がりなどを勘案し、対応可能な業者をリストアップし、各学校と共有するなどして、安全に教育活動が継続できるよう対応してまいります。

次に、検査業務についてであります。国の衛生管理マニュアルでは、児童生徒等や教職員の感染が判明した場合、保健所が学校において、感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定のための調査を行う場合、学校も協力することと示されております。

道教委といたしましては、PCR検査等の感染リスクが高い業務に、直接、学校職員が従事することは想定しておりませんが、保健所からの依頼を受け、校長の指示により、教職員が、検査の円滑な実施に係るサポートや、感染者の学校内での行動履歴、教室内の配席図、学校の感染症対策等の資料提出など、調査に協力することはあり得るものと考えておきまして、その際には、安全確保に十分留意しながら、適切に対応するよう指導してまいります。

最後に、学校におけるPCR検査への対応についてであります。PCR検査などの感染リスクが高い業務を行う保健所等の職員は、防疫救済作業手当の支給対象とされておりますが、学校

職員につきましては、当該業務が想定されておられませんことから、支給対象とされておられません。

学校において、集団感染が発生したり、多くの濃厚接触者が出たりした場合、これまで、保健所からの要請を受け、学校をPCR検査の会場として提供したり、保護者に対し、検査の実施や、その結果に係る連絡を行ったりするなどの協力をしている場合があります。

このため、道教委といたしましては、こうした業務に伴って、学校長の判断により、週休日等に勤務を命じた場合につきましては、振替え等の対応を徹底するなど、教職員の安全確保と負担軽減に十分配慮するよう、各学校への指導助言に努めるとともに、手当の在り方につきましては、国や他都府県の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 赤根広介君の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩



午後2時21分開議

○議長村田憲俊君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

中野渡志穂君。

○27番中野渡志穂君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、先ほど提案のありました補正予算に関し、以下、簡潔に伺います。

まず、防災、減災、国土強靱化についてであります。

今般、国では、今年度までの3か年緊急対策に引き続き、令和3年度から令和7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を昨年12月に閣議決定し、その対策の初年度に必要な事業費については、今回の国の補正予算で措置されております。

本道においても、平成28年の台風災害や平成30年の胆振東部地震など、近年、自然災害による被害が激甚化、頻発化していることから、道民の生命と財産を守るためには、防災、減災、国土強靱化の取組をこれまで以上に強力に推進することが極めて重要と考えます。知事の認識を伺います。

また、さきの定例会において、我が会派から、今年度で終了となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のこれまでの成果について伺ったところでございますが、5か年加速化対策では、これまで行ってきた激甚化する風水害や切迫する大規模地震などへの対策に加えて、新たに、インフラの老朽化対策、国土強靱化の取組を効率的に進めるためのデジタル化の推進について対策を講ずることとされております。このことについて、道はどのように評価しているのか、伺います。

さらに、このたび提案された道の補正予算において、道内における5か年加速化対策の初年度

の取組に必要な事業費が盛り込まれておりますが、今後、道として、防災、減災、国土強靱化にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、生活困窮者支援についてであります。

今日、コロナ禍において、道内の格差や貧困はますます拡大し、看過できない状況であります。行政が何らかの支援を早急にしなければならないものと考えます。

例えば、昨年7月に厚生労働省が公表した国民生活基礎調査では、2018年の時点で、中間的な所得の半分に満たない所得の家庭で暮らす18歳未満の子どもの割合が13.5%に上り、約7人に1人が貧困状態にあるとの結果が出ております。

今般のコロナ禍において、経済的な影響を受けた家庭も多いと考えており、状況はさらに悪化しているのではないかと危惧しております。貧困による格差を生じさせないよう、全ての子どもたちの健康と学びをしっかりと守っていくことが求められていると考えます。

このような中、昨年3月25日から、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入の減少などにより、緊急かつ一時的に資金が必要な方や日常生活の維持が困難な世帯を対象にした生活福祉資金特例貸付が開始されました。

開始当初は、受付申込み期限が昨年7月末であったものが、令和3年3月末までに延長され、また、総合支援資金については、原則3か月の貸付期間であったものが、3か月延長で最長6か月に、さらに、今般、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付けが終了した世帯を対象に、3か月間、総合支援資金の再貸付けが可能となり、1世帯当たり最大で200万円の貸付けが可能となるなど、感染症の長期化により、その運用も弾力的な対応がなされてきております。

生活福祉資金特例貸付については、12月末現在で約5万6000件、161億円の申込みがあり、道では、これまで、昨年の2度の補正予算により、計195億円を計上してきたところであります。今議会では、さらに、生活福祉資金の特例貸付金として77億円余りの予算を計上されております。

今回の特例貸付は3月で終了する予定と承知しておりますが、この感染症の終息が見通せない中、生活に困窮する方々に対し、今後も引き続き支援が必要と考えます。

国に対し、4月以降も貸付けを延長するよう求めるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、産業教育の充実についてであります。

本道では、全国を上回るスピードで人口減少と少子・高齢化が進展し、地域産業を支える担い手の不足が課題となっており、特に建設業などで技能職の人材が不足している状況であります。

このため、技能職に対する若者の意識を変えていくことが急務であり、高校生が技能職への興味、関心を高めることができるよう、その中核を担う工業高校において、技能職のやりがいや魅力を高めるための指導を行うとともに、先端技術の高度化に対応した学習を一層推進するなど、地域を支える産業人材を育成することが求められているものと考えます。

このような中、今回提案された補正予算では、デジタル化対応産業教育設備整備事業費として18億円余りが計上されておりますが、本事業による設備整備の内容について伺うとともに、今

後、こうした設備も活用しながら、どのように産業教育に取り組んでいくのか、教育長の所見を併せて伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）中野渡議員の質問にお答えをいたします。

最初に、北海道の強靱化についてであります。道では、これまで、北海道強靱化計画に基づき、治水対策や、住宅、建築物の耐震化、防災教育の推進など、ハード、ソフトの両面から強靱化に取り組むとともに、3か年緊急対策を活用しながら、河川の樹木伐採や河道掘削などの治水対策、土砂災害の危険性を軽減する道路のり面対策などを着実に実施してきたところであります。

一方、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨では、広範囲にわたる大雨による河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害などにより貴い人命が失われるなど、道内外において、毎年のように甚大な被害が発生をしており、こうした自然災害から道民の皆様の生命や財産を守るためには、防災、減災や国土強靱化のさらなる推進が必要であると考えているところであります。

次に、5か年加速化対策についてであります。これまで、道では、市町村や関係団体の皆様と一体となって、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」以降の必要な予算の確保や社会資本の老朽化対策などについて要望してきたところであります。

このたびの5か年加速化対策については、こうした道などの要望が盛り込まれたものと考えておきまして、道といたしましては、予防保全型のメンテナンスに向けた老朽化対策や、効率的な施設の維持管理のためのデジタル化など、このたび新たに対象となった対策なども効果的に活用しながら、強靱化対策に取り組んでまいります。

次に、今後の取組についてであります。道内外で自然災害が頻発・激甚化し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が切迫する中、国土強靱化のさらなる推進は本道にとって喫緊の課題であります。

道としては、国の5か年加速化対策を最大限に活用しながら、河道掘削などの治水対策に加え、このたびの対策で新たに対象となった災害から、速やかに復旧、復興するための道路ネットワークの機能強化や、重大事故の発生を防ぐ橋梁やトンネル等の老朽化対策などを加速しながら、道民の皆様の生命や財産を守る強靱な北海道づくりに積極的に取り組んでまいります。

最後に、生活に困窮される方々への支援についてであります。生活福祉資金の特例貸付制度は、生活に困窮される方々の暮らしを支えるセーフティネットの一つとして、大変重要な役割を担っているものと認識しております。

道では、これまで、北海道社会福祉協議会との連携のもと、土日も相談可能なコールセンターの設置に加え、窓口や審査業務に必要なマンパワーを確保するほか、大学等の協力もいただきながら、生活に困窮する学生へリーフレットの配付を行うなど、この制度の円滑かつ迅速な運用に努めてきたところであります。

道としては、新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない中、今後も円滑できめ細やかな相談支援や貸付け状況等の適切な把握に努めますとともに、国の動向も見極めつつ、さらなる期間の延長について働きかけるなど、市町村や関係機関の皆様とも緊密な連携を図りながら、生活に困窮される方々への支援の充実に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）中野渡議員の御質問にお答えいたします。

産業教育の充実についてであります。道教委では、産学官が一体となり、地域の活性化と産業の発展を担う人材を育成していくことが極めて重要と認識しており、現在、全道各地の専門高校において、農業、工業など異なる分野の連携による職業教育の充実や、工業高校が、大学や企業と共同でICTの農業分野への効果的な活用を探求するなど、最先端技術の知識とスキルを磨く職業人材を育成するシステムの構築を進めております。

このたびのデジタル化対応産業教育設備整備事業におきましては、高度化した専門技術に対応するため、各専門高校に、ロボット搾乳機や3D-CADシステム、レーザー加工機などのデジタル化対応装置を整備することとしており、こうした先端技術を活用した職業教育の一層の充実を図りながら、地域の産業界を牽引する職業人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 中野渡志穂君の質疑は終了いたしました。

菊地葉子君。

○25番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党道議団を代表して、先ほど提案されました補正予算案について、知事及び教育長に伺います。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費についてです。

接種の実施主体となる市町村は、感染対策の基本的な取組とワクチン接種という二つの大きな役割を担うことになり、それを支える体制への支援が必要です。

広域的な視点で市町村を支援するのが道の役割とありますが、医師が1人しかいない市町村への対応を含め、どのような支援を行うのか、伺います。

また、ワクチンが、いつ、どのように届くのかなど、自治体への正確な情報確保に向けた体制をどう構築されるのか、伺います。

医療従事者への優先接種においては、副反応に備えた救急対応の職員確保が課題になります。副反応への対応や職員確保は、個人病院任せではなく、自治体主導で地域の医療機関と一体で行うことが望ましいと考えます。

医療機能に支障が出ることなく、副反応が出た場合の職員体制も含め、市町村や医療機関からの相談にどのように対応していくのか、伺います。

補正予算案では、医療従事者等の優先接種者への対応や調整に係る費用が計上されています。

一方で、介護・福祉事業所の職員へのワクチン接種は、高齢者への優先接種と同等の優先順位

とすべきと考えます。

国に働きかけるとともに、道としても独自に優先接種する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、生活福祉資金貸付事業費補助金についてです。

本補正予算案により、最大貸付額が140万円から200万円に拡充されました。

しかし、新規貸付期限の延長は2021年3月となっており、さらなる延長が不可欠であり、4月以降の延長を国に求めるべきではありませんか、伺います。

次に、どうみん割についてです。

国の「G o T o事業」がいつ再開できるか、見通せない中で、およそ30億円もの多額の予算を繰り越す必要があるのでしょうか。

感染拡大防止の取組からも、どうみん割の事業継続ではなく、事業者への直接支援で苦境から脱する手だてを打つことが必要と考えますが、いかがですか。

次に、東京五輪大会のホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策基金についてです。

道内のホストタウンや事前キャンプを受け入れる市町村及び道が実施する感染症対策に活用するための予算案が提案されています。

知事は、これまで、開催には徹底した感染対策が必要と繰り返してきましたが、海外選手を受け入れる市町村において、具体的にどれだけの規模の感染対策が必要と認識しているのか、伺います。

基金事業には、保健所の人件費が計上されています。

保健所業務が今でも逼迫する中、さらなる負担の拡大には、賛成できません。

正規職員としての保健師を十分に確保することが大前提と考えますが、保健師をどう確保しようとしているのか、伺います。

朝日新聞の世論調査によると、今夏に開催は11%にとどまり、35%は中止すべきと答えています。

知事は、このような国民世論の中、今夏に五輪開催ができると考える根拠は何か、伺います。

少なくとも、五輪開催ありきではなく、立ち止まってゼロベースから開催の是非について再検討すべきではありませんか、いかがですか。

最後に、G I G Aスクール構想事業費についてです。

本補正予算案では、低所得世帯の生徒が使用する学習用パソコン及びモバイルルーターを整備するなどの予算が計上されています。

道教委では、道立学校のうち、特別支援学校の児童生徒には1人1台端末の整備を行っていますが、道立高校の生徒を対象とした整備は行わないのはなぜか、その根拠を伺います。

道教委が平成25年に出した、道立学校の教育活動費に係る公費・私費負担区分基準では、パソコン本体は公費負担区分に入っています。

道教委が定めた基準との整合性をどのように考えているのか、伺います。

今回の補正では、生活保護・非課税世帯のみが貸与の対象となります。対象基準を限定する理由は何か、伺います。

本来、国が推し進めてきた教育施策であり、国、道教委が責任を持って負担を行い、全生徒に貸与することは当然です。対象拡大を決断すべきと考えますが、いかがですか。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）菊地議員の質問にお答えいたします。

最初に、ワクチン接種に係る市町村への支援についてであります。新型コロナウイルスワクチンの接種に当たっては、希望される方が、身近な地域で円滑かつ確実にワクチンの接種を受けることができる体制をしっかりと整えることが重要であると認識しております。

こうした中、道では、本年1月1日付で、全庁的な組織である対策本部指揮室に、ワクチン接種に係る業務を専掌するワクチン等予防対策班を設置したところであります。

広域分散型で小規模自治体が多く、離島などの遠隔地もある本道において、地域の実情に即した円滑かつ効果的な接種体制が整えられるよう、地域の医療機関はもとより、医師会など医療関係団体や市町村等との情報共有をさらに緊密に行うなどしながら、地域における接種体制の整備を進めてまいります。

次に、接種体制等についてであります。道では、医療従事者等への優先接種の実施に当たって、接種場所となる医療機関や医療従事者の診療業務等に影響が生じることがないように、その接種体制を整えることが重要と考えることから、現在、医療機関はもとより、医療関係団体や市町村等とも連携しながら、接種体制の整備を進めているところであります。

また、市町村や医療機関に対し、医療従事者の先行接種等で得られたノウハウや他の自治体の取組を紹介するなどしながら、市町村や医療機関からの相談にも丁寧に対応するなどして、地域での接種が円滑かつ効果的に進められるよう、その支援に努めてまいります。

次に、接種順位についてであります。国では、新型コロナウイルス感染症対策分科会での議論を踏まえ、重症化リスクの大きさや業務の特性等を考慮し、まずは医療従事者等に、次に高齢者の方、その後、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、一般住民へと、順次接種を行うこととしたところであります。

こうした中、国の、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方において、接種順位の特例として、施設内の集団感染対策のより一層の推進のため、ワクチンの流通単位の観点から、効率性に留意した上で、市町村と介護保険施設等の双方の体制が整う場合などに、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとされているところであります。道としても、こうした考えのもと、地域の実情にも配慮しながら接種を進めてまいります。

次に、生活福祉資金の貸付けについてであります。生活福祉資金の特例貸付制度は、生活に

困窮される方々の暮らしを支えるセーフティネットの一つとして、大変重要な役割を担っているものと認識しております。

このため、道では、新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない中、今後も円滑できめ細かな相談支援をはじめ、速やかな資金の交付や貸付け状況等の適切な把握に努めるとともに、国の動向も見極めながら、さらなる期間の延長等について働きかけるなど、市町村や関係機関の皆様とも緊密な連携を図りながら、生活に困窮される方々への支援の充実に向け、取り組んでまいります。

次に、どうみん割についてであります。感染症の長期化により、厳しい経営状況が続く観光関連団体の皆様から、道に対し、どうみん割の早期再開を求めるなど、観光関連産業の皆様への支援に関する嘆願書が提出されたところでもあります。

道としては、まず、現在の集中対策期間内に徹底して感染を抑え込み、その後に感染の拡大防止と需要喚起など、社会経済活動の両立を図っていくことが重要と考えております。

どうみん割の再開についても、集中対策期間終了後に、同居者限定とするなど、さらなる感染防止対策に取り組むことを前提にするなど、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、融資制度をはじめとする各種支援に加え、外出自粛等に伴い、厳しい経営状況にある全道の幅広い事業者の方々に対する支援についても、本定例会に提案させていただいたところでもあります。

次に、東京オリンピックに関し、まず、ホストタウン等における感染症対策についてであります。海外から選手等を受け入れる市町村においては、現在、国が示した手引を基に、選手等に対する検査の実施や、移動、宿泊、交流などにおける感染防止策、感染の疑いがある方が発生した場合の保健・医療対応などを定めた受入れマニュアルの作成を進めているところであります。

道としては、そのマニュアルに基づく取組に向けて、地域の保健・医療機関と市町村の皆様との連携体制を整えていくとともに、国からの交付金を財源とした基金を設置し、市町村を財政面から支援することにより、全ての受入れ市町村で、選手と地域住民の双方にとって安全、安心な環境で迎え入れられるよう、感染対策に万全を期してまいります。

次に、保健師の確保についてであります。本定例会に提案しているホストタウン等のコロナ対策基金では、国から示された手引などを踏まえ、選手等の受入れで、感染の疑いがある方が発生することに備え、選手等の滞在期間中において、保健師などを確保することになる場合も想定しております。

道としては、事業を主導してきた国とも連携して、感染症対策の準備が万全となるよう市町村を支援するとともに、ホストタウン交流の状況を見極めながら、必要に応じて看護職の人材紹介機関と連携するなどして、保健、医療面での道の役割を果たしてまいります。

最後に、東京オリンピックの開催についてであります。昨年12月に、東京大会における新型コロナウイルス感染症対策の中間整理を、国と大会組織委員会、東京都など関係者の方々为一体となって取りまとめたところでもあります。

現在、I O Cや大会組織委員会では、この中間整理を基に、国際的な競技大会での感染症対策の実施事例も踏まえ、アスリートや大会関係者の具体的な行動規則を示して議論を進めるなど、全ての方々の安全、安心を最優先とした準備が進められております。

道としても、大会組織委員会や札幌市など関係機関の方々と連携し、感染症対策を徹底しながら、マラソン・競歩・サッカー競技の安全で確実な実施に向けて取り組み、大会の成功に貢献してまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長小玉俊宏君。

○教育長小玉俊宏君（登壇）菊地議員の御質問にお答えいたします。

G I G Aスクール構想事業費に関しまして、初めに、端末の整備についてであります。このたびの国のG I G Aスクール構想では、小中学校、中等教育学校前期課程、及び、特別支援学校小中学部といった義務教育段階での児童生徒を対象として、1人1台端末を実現するための財政措置がなされたところであります。

一方、高等学校、中等教育学校後期課程、及び、特別支援学校高等部の生徒につきましては、国による財政措置の対象とされていないところであります。

道教委では、これまでも国に対し、全国都道府県教育委員会連合会と連携をし、高等学校等につきましても、小中学校と同様に、1人1台端末の環境整備を国庫補助の対象とするよう要望してきたところでありますが、現時点では、高等学校等を対象とする方向性は示されていないところであります。

次に、端末購入の負担区分についてであります。道教委が平成25年3月に策定いたしました、道立学校の教育活動費に係る公費・私費負担区分基準では、道立学校に整備する学習用端末は、パソコン教室や視聴覚教室等に設置し、生徒が常時専有するものでないことから、公費で設置すべきものとして扱ってきたところであります。

こうした中、高校教育では、個人が使用する教材の経費は私費負担であること、また、本年1月の中教審答申では、令和の日本型学校教育の構築に向けたI C Tの活用に関する基本的な考え方といたしまして、端末の家庭への持ち帰りを可能とすることが望まれると示されており、学校内での学習用として整備してきたパソコンとは異なり、生徒個人が専有する状況となりますことから、公費負担にはなじまないものと考えております。

最後に、端末貸与の対象についてであります。このたびの国の補正予算では、高等学校における端末整備の支援に関し、子どもの学びの保障と機会均等の観点から、低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的として、設置者が行う端末整備に対して補助を行うとされております。

こうした国の財政措置を踏まえ、高校生等奨学給付金の給付対象者となる生徒に貸与するため、予算措置を講じたものであります。

今回、貸与措置の対象とならない生徒について、道教委では、高校教育では、教科書や電子辞書等の教材の経費はこれまでも私費負担としていること、国の財政支援が低所得者世帯に限定さ

れていることなどを踏まえるとともに、他都府県の整備方法等も参考とし、経済的な事情により、端末の所有が困難な生徒への配慮を講じた上で、生徒が個人所有の端末を学校に持ち込む方法によって、1人1台端末を進めることとしたところであります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 菊地葉子君。

○25番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事及び教育長から答弁をいただきましたが、再質問いたします。

初めに、どうみん割についてです。

道は、これまでも、「Go To トラベル」やどうみん割の実施に固執し続けてきました。

実施できるかも定かではないどうみん割に多額の予算を残しており、本来であれば、他の事業に活用することができたにもかかわらず、人的移動を伴うどうみん割の早期停止を決断できなかったため、繰越明許費を設定せざるを得ない状況に追い込まれたと言わざるを得ません。

補正予算案で提案されている事業者支援の多くは融資制度であり、事業者への直接支援は極めて不十分です。

地方創生臨時交付金を有効に活用するためにも、人的移動を伴うどうみん割を早期に停止し、感染防止対策や、直接の事業者支援に予算措置すべきではなかったのか、その必要性を知事はどう考えているのか、伺います。

次に、GIGAスクール構想事業費についてです。

既に12県では、設置者負担により整備を行っています。同様の仕組みを本道では行わないのか、伺います。

公費・私費負担区分基準を道教委として決定しているにもかかわらず、そのガイドラインを後から実態に合わせて変えるというのは、道教委の側にだけ都合のよい話であり、現行基準こそ遵守すべきであると指摘します。

道教委として、非課税世帯以外の支援を考えていないというのは、あまりにも無責任ではありませんか。

生徒、保護者世帯の収入格差を可視化し、分断を生み出す仕組みづくりは許されません。格差是正の取組をどう考えているのか、伺います。

また、国に対してさらなる支援要請を行い、非課税世帯以外にも、道教委として独自の助成を実施すべきと考えますが、いかがですか、伺います。

議案第44号についてですが、質疑を通じて明らかになった問題が払拭されず、賛成できない旨を最後に申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長村田憲俊君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）菊地議員の再質問にお答えをいたします。

どうみん割についてであります。道では、道内の感染拡大の状況などを踏まえ、11月下旬から、どうみん割の一時停止等を行っておりますが、観光関連事業者の皆様からは、早期の再開が

求められております。

このため、集中対策期間内で徹底して感染を抑え込んだ後に、さらなる感染防止対策を講じることなどを前提として、慎重に再開を検討することとし、必要な予算を計上したものであります。

また、外出自粛等に伴い、厳しい経営状況にある道内の事業者の方々に対する感染防止対策や直接支援についても、本定例会に提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 教育長。

○教育長小玉俊宏君（登壇）菊地議員の再質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想事業費に関しまして、まず、端末の整備についてであります。国の調査によりますと、高校における1人1台端末に関し、全生徒分を設置者が負担し、整備する団体は12県となっております。

道教委といたしましては、小中学校における1人1台端末は国庫補助の対象とされておりますが、高校は制度の対象外であること、高校教育では、教科書や電子辞書などの教材の経費はこれまでも私費負担としていることなどから、経済的な事情により端末の所有が困難な生徒への配慮を講じた上で、生徒が個人所有の端末を学校に持ち込む方法により、1人1台端末を進めてまいりる考えであります。

次に、端末貸与の対象についてであります。このたびの制度の検討に当たりましては、国の財政措置を踏まえ、高校生等奨学給付金の給付対象者となる生徒に貸与できるよう、予算措置を講じたところであります。

各学校におきましては、こうした生徒以外にも端末の所有が困難というケースが考えられますことから、子どもの学びの保障と教育の機会均等の観点により、学校や地域の実情を踏まえて対応できるよう、各学校と調整してまいります。

また、高校を対象とした1人1台端末につきましては、毎年度の国への要請の中で、国庫負担による財政措置を講じるよう要望してきており、今後も引き続き、全国都道府県教育委員会連合会とも連携をしながら、要請を行ってまいります。

以上でございます。

○議長村田憲俊君 菊地葉子君の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって議案第44号ないし第46号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長村田憲俊君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

日程第3のうち、議案第44号を問題といたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長村田憲俊君 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第45号及び第46号を問題といたします。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長村田憲俊君 御異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれもそのように決定いたしました。

#### 1. 休会の決定

○議長村田憲俊君 お諮りいたします。

議案等調査のため、2月26日及び3月1日から3月3日まで本会議を休会することにいたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長村田憲俊君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月4日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時1分散会